

資料

2018.1.16 特別徴収税額通知へのマイナンバー“不記載”に関する記者会見&院内集会

P.2	2016.10.21 週刊金曜日（1109号）「知らずに勤務先へ個人番号」
P.3	「住民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」
P.4	2017.1.27 全国保険医団体連合会「個人番号の記載の中止を求める要請」（→総務大臣）
P.5~6	2017.2.17 税経新人会全国協議会 請願書（→総務大臣）
P.7	2017.2.8 神奈川県保険医協会「通知書に個人番号を記載する件についての陳情」（→横浜市会）
P.8~11	2017.2.16 第193回国会 衆議院・総務委員会 会議録（抜粋）
P.12~13	2017.4.18 第193回国会 参議院・内閣委員会 会議録（抜粋）
P.14~15	2017.4.13 日本弁護士連合会「通知書から個人番号記載欄を除去すること等を求める意見書」
P.16~17	2016.11.25 総務省「通知書の送付に関する留意事項について（通知）」（→都道府県市区町村担当課）
P.18~19	2017.3.2 総務省「通知書の送付に関する留意事項について（通知）」（→都道府県市区町村担当課）
P.20~21	2017.3.6 総務省「通知への個人番号記載に関するQ&A」（→都道府県市区町村担当課）
P.22	2017.4.19 総務省「通知に係る事務におけるマイナンバーの適切な取扱いについて（通知）」（→都道府県総務・税務主管部長、東京都総務・主税局長）
P.23	2017.5.12 総務省「通知に係る事務におけるマイナンバーの適切な取扱いについて（通知）」（→都道府県知事）
P.24	2017.5.18 総務省「通知へのマイナンバー記載について（通知）」（→都道府県知事）
P.25	2017.5.18 朝日新聞「マイナンバー、住民税通知に記載／自治体 割れる対応」
P.26	2017.4.17 神奈川新聞「企業にマイナンバー 本人同意なく通知／自治体に拡大■藤沢市見送り」 2017.5.18 東京新聞「マイナンバー記載見送り／藤沢、厚木など 漏えいを懸念」
P.27~29	通知書への個人番号記載に関する自治体調査結果（東京都・埼玉県・神奈川県内の全市区町村） 東京保険医協会・埼玉県保険医協会・神奈川県保険医協会 調べ
P.30~31	2017.6.5 マイナビニュース「特別徴収税額通知書 “官”からマイナンバーがやってきた」
P.32	2017.6.3~ 通知書の誤送付・マイナンバー漏洩に関する記事一覧（神奈川県内の自治体）
P.33	2017.6.7 信濃毎日新聞「「税額通知書」各地で相次ぐ誤送付／マイナンバー記載に不安」
P.34	2017.7.21 週刊金曜日「住民税額通知書の誤送付相次ぐ——93自治体で個人番号漏洩」
P.35~36	通知書の誤送付・誤配達一覧（2017.10.31時点での把握できた情報に基づき作成） 共通番号いらないネット調べ
P.37	2017.10 平成29年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について（概要）
P.38~39	2017.7.3~ 木津川市議会、向日市議会、二宮町議会、葉山町議会 提出「地方税法施行規則の改正（番号記載欄の削除）を求める意見書」（→内閣総理大臣、総務大臣など）
P.40	2017.6.22 日本税理士会連合会「平成30年度税制改正に関する建議書」（抜粋）
P.41	2017.9.19 経団連「平成30年度税制改正に関する提言 概要」
P.42~43	2017.11.15 神奈川県保険医協会「通知書へのマイナンバー記載の中止等を求める陳情」（→横浜市会）
P.44	2017.12.16 カナロコ「住民税通知の書面、マイナンバー記載せず 与党税制改正大綱」
P.45	2017.12.15 総務省「通知へのマイナンバー記載の一部見直しについて」（→都道府県市区町村担当課）
P.46	2017.12.26 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第83号）
P.47	2017.12.22 閣議決定「平成30年度税制改正の大綱」（抜粋）
P.48	2018.1.16 「住民税特別徴収税額通知書へのマイナンバー不記載に関する共同声明」 賛同：共通番号いらないネット／マイナンバー制度反対連絡会／全国保険医団体連合会

共催：共通番号いらないネット／マイナンバー制度反対連絡会／全国保険医団体連合会

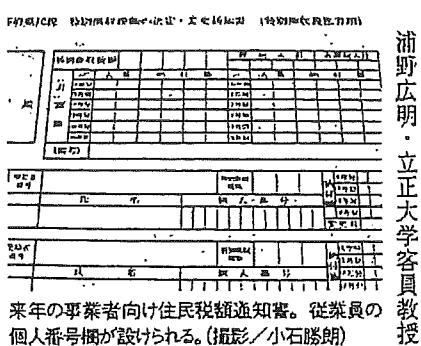
自治体が住民税の税額通知書に記載、違憲の指摘も 知らずに勤務先へ個人番号

企業や団体の従業員のうち住民税を天引き（特別徴収）されていいる全員の個人番号（マイナンバー）が、居住する市区町村から勝手に勤務先に「通知」されることが明らかになつた。個人番号の提示を拒否している人の分も含まれる。本人の知らないところで個人番号が官から民に渡されることになり、憲法違反との指摘が出ている。

企業（事業者）は今年一年分の給与支払報告書を、来年1月末までに従業員が住む各市区町村に提出する。これを受けて市区町村は5月に、6月分以降の1年間の給与から天引きする住民税額を企業と従業員に通知する。そのうちの企業向け通知書に、従業員一人ひとりの個人番号欄が設けられる。

マイナンバー制度の運用開始に伴つて、総務省が来年から地方税法施行規則で定める税額通知書の様式を変えるためだ。総務省は「多くの自治体から通知書を受け取る企業の利便性を考えて統一したい」として、「」の様式を使うよう市區町村を指導している。

税理士法人東京南部会計（大田区）が9～10月に東京23区に調査



来年の事業者向け住民税額通知書。従業員の個人番号欄が設けられる。（撮影／小石勝朗）

浦野広明・立正大学客員教授
個人番号欄が設けられる。これまでの税額通知書と比べて、個人番号欄が追加された点が特徴的だ。

自治体の負担膨大に

市区町村の負担はより深刻だ。
総務省は税額通知書を従来通り、普通郵便で送ることを認めており、混亂も予想される。

小石勝朗・ジャーナリスト
（税理士）

したところ、回答のあつた21区のうち、検討中とした3区以外の18区が税額通知書に個人番号を記載する方針を示した。

同法人の佐伯正隆代表（税理士）らが特に問題視するのは、個人番号を提示しなかつた従業員の分や、個人番号を収集していない企業の従業員の分も、市区町村が住基不ツトで調べて記載する点だ。「個人番号を収集する際には利用目的を本人に通知することが法律で定められていますが、この手続きを経ずに番号が勤務先に渡ることになります。しかも従業員には、実際に自分の個人番号が勤務先に渡ったかどうかを知る術ありません」

個人番号を送り付けられる企業にとっても、管理の負担が増すことになる。佐伯代表によると、小規模・零細企業には個人番号を厳格に管理するだけの人員や費用、設備の余裕がないところが多い。管理しきれないと判断し、あえて従業員の個人番号を収集しない企業もあるのに、態勢を確認しないまま番号を知らせれば漏洩や流出の危険が増すだけという。

管理態勢を整えている企業であっても、郵送で来る税額通知書をマイナンバーの取扱担当者ではない社員が開封して個人番号を目にしてしまう可能性は高い。

年度	平成	特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)
市町村民税	道府県民税	給与所得等に係る市町村民税・道府県民税

(第一条關係)

課税市町村名

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項
の規定によつて、平成年度
に市町村に係る市町村民税の特別徴収税額
を下記のとおり決定(変更)し、
同法第41条の6の規定による通達をします。

（摘要）									
指定番号	姓名	番号	市町村 ニ一下	受給者 番号	特別被取 扱類	個人番 号	6月分	10月分	2月分
住 所	氏 名						7月分	11月分	3月分

総務省令第91号の地方税法施行規則の改定により、平成29年度分から個人番号(法人番号)の記載欄が追加された(太枠部分)(原)

総務大臣
高市早苗 殿

2017年1月27日
全国保険医団体連合会
会長 住江憲勇
経営税務部長 太田志朗

平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」における個人番号の記載の中止を求める要請

貴職におかれましては、国民の日々の暮らしを守るために、日夜国政の重責を果たされていますことに心より敬意を表します。

本会は、全国の開業保険医を中心にして、医師・歯科医師 10万5700人で構成し、国民医療の向上と保険医の生活と権利を守るために活動している団体です。

総務省は、5月より各事業者に郵送される市町村民税などの「特別徴収税額の決定・変更通知書」に従業員などのマイナンバーを記入するよう市区町村に指示しています。自治体によっては、普通郵便での送付を予定・検討している所もあります。

特定個人情報として厳しく規制されているにも拘らず、下記のような様々な問題・懸念をはじめとして、情報漏えいのリスクが極めて高く大変問題が多いものといわざるを得ません。

番号記載での送付に伴う問題・懸念

- 従業員にとっては、△番号通知を拒否した従業員のプライバシーはどうなるのか、△漏えいした場合の責任は誰が取るのか、など番号法で明確になっているナンバー提供の有無の自由(任意性)が無視され、プライバシー権侵害の可能性が極めて強く懸念されます。
- 事業者(特別徴収義務者)には、番号保管体制の整備の有無に関係なく、△罰則を伴う番号管理に係る責任・負担を一方的に強いられることになります。特に、開業保険医にとっては、従業員等からのマイナンバー収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な取扱いガイドラインを順守することも経費や実務の負担などから実施が極めて難しい状況です。
- 自治体では、△普通郵便で送付し郵便事故で情報漏えいした場合、損害賠償請求を受ける可能性、△書留送付等に伴う様々な行政事務・財政負担の発生などがあります。一時期に膨大な数の書留等対応などで地域の郵便機能に支障が出る可能性なども懸念されます。
- その他、△普通郵便の場合、誤送付・盗難や紛失のリスクが大きい上、番号・名前・住所・勤務先等がセットで漏えいする、△番号管理者以外の職員が誤って開封する危険などもあります。

以上より、下記の要請趣旨をご理解賜り、善処頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

要請1 平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」(第3号様式)(以下、「決定・変更通知書」)において、個人番号を記載することは中止すること。「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年総務省令第91号)で定めた、個人番号の記載欄を追加した「決定・変更通知書」の凍結、修正・撤回など必要な措置を講ずること。

要請2 自治体が、「決定・変更通知書」に個人番号を記載しない場合、又は以前の同様式を利用した場合に対して、ペナルティーなどを課さないこと。

請願書

総務大臣 高市 早苗 殿

請願者代表



理事長 戸谷 隆一

日本国憲法第16条および請願法に基づき、下記の事項について請願いたします。また、請願法第5条にある誠意ある対応と、3月10日を期限とする文書による回答を求めます。

1. 請願事項

- (1) 地方税法施行規則第3号様式「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書」について、個人番号の記載欄を削除して改定すること。
- (2) 地方自治法第245条の4に基づき行われた「特別徴収義務者に対して発出する通知への納税義務者の個人番号の記載に関する技術的な助言」を撤回すること。

2. 請願の理由

- (1) 「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、個人番号を付さなければならない合理的な理由は存在しない。
- 地方税法第321条の4第1項では「特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、（略）給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させてなければならない。」とし、通知事項についても「当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。」としています。即ち、特別徴収をする者は所徴税の源泉徴収される者（給与の支払者・雇用者）であり特別徴収される者は所徴税の源泉徴収する者（給与の支給を受ける者・被雇用者）です。雇用関係が成立していることが前提にあるために新たに本人確認を特別に要することなく所得税の源泉徴収も住民税の特別徴収も可能となっています。
- したがって、当該納税義務者への通知についても当該特別徴収義務者を経由して通知することとしています。所得税の源泉徴収に個人番号の確認の手続きを要しないのと同様に給与から住民税を差し引くだけの行為に個人番号が必要とされる正当な理由は見出すことはできません。

(2) 「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に個人番号を付す法律の根拠は存在せず、地方税法施行規則第3号様式は違法である。

この間、私たち税理士会に所属する個人・団体の名称で東京都23区をはじめ大阪、京都府下、千葉県下などの各自治体に対して質問状を差し回答を得てきました。詳細においては省きますが、個人番号の記載についての法的根拠についての見解は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法と称する）第9条第2項とする自治体と番号法第19条1号とする自治体に分かれています。

仮に、番号法第9条第2項とすれば、地方公共団体の長その他の執行機関と事務の委託を受けた者が「個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用すること」に限定されています。特別徴収義務者に個人番号を通知することは、個人情報を効率的に検索することにも管理することにも該当せず法的根拠となり得ません。

番号法19条1号は、「個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき」は提供できるとしています。特別徴収義務者の住民税の特別徴収事務は給与から天引きするだけの行為であり特定個人情報の提供を受けなければ不可能な事務ではありません。必要とされない以上、「必要な限度」を逸脱している違法行為と断ずるほかない。

また、住民税の特別徴収義務者と指定された者の中には、被雇用者の個人番号の提出を受けられないなどの理由により個人番号関係事務実施者に該当しない者や個人番号の収集・保管を外部に委託しているため個人番号関係事務実施者に該当しない者が存在します。個人番号関係事務実施者に該当しない住民税の特別徴収義務者に「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付することは個人情報の漏えいにあたる違法行為です。

(3) 住民税の特別徴収義務者に新たな義務を課すのは公益と私的利益の衡平に反し憲法違反である。

当該通知書を送付することによって個人番号関係事務実施者に該当することになるとする見解は、行政機關は個人番号関係事務実施者の指定若しくは強制をすることができるということがあります。そのため規定は番号法の中には見出せません。また、1962年（昭和37年）2月28日最高裁判所判決では、「源泉徴収制度は、これによって国は税収を確保し、徴税手続を簡便にして、その費用と労力を節約しえのみならず、担税者の側においても、申告、納税等に関する煩雑な事務から免れることができます。また徴収義務者にしても、給与の支払をなす際、所得税を天引きく、その翌月は見出すことはできません。

10日までにこれを国に納付すればよいのであるから」公共の福祉と私的利益の平衡に反せず合憲としています。

住民税の特別徴収義務者が通知書を受領することに拠って強制的に個人番号関係事務実施者にされるとすれば、番号法の規定する安全措置等を行う義務が生じ、さらに過大な罰則を甘受しなければならなくなります。それは、地方自治体の税収の確保と徴税手続の簡便化、担税者の事務の簡略化と、住民税の特別徴収義務者が単に給与から天引くだけではなく過大な義務を負担することは先の最高裁の判断する公共の福祉と私的利益の平衡を欠くものです。

(4) 個人のプライバシー権の侵害にあたり憲法違反である。

番号法第15条、第19条、第20条では、何人も法に定められた場合を除いて「個人番号の提供を求めてはいけない」「提供してはいけない」「保管してはいけない」としています。個人番号の提供においては、第19条の各号に限定して「提供することができます」とし、提供を強制するものではありません。理由の如何を問わず自ら個人番号の提供をするか否かは個人の選択に委ねられています。自ら事業者に個人番号の提供をしないことを選択したにもかかわらず、本人の承諾も要せずに事業者（特別徴収義務者）に教えることは提供の選択の権利を侵害し、自ら自己のプライバシーをコントロールする権利の侵害にあたり憲法違反です。

(5) 小括

以上の理由により、地方税法施行規則第3号様式「給与所得等に係る特別徴収、税額の決定・変更通知書」並びに総務省の「技術的助言」は違法であり、直ちに個人番号欄の削除と助言の撤回を求めるものです。
いつの時代も、政府は行政府にとって都合の良い既成事実を作り、法の恣意的な拡大解釈で正当化しようとします。法の拡大解釈は許されるものではありません。
国民主権という大原則の下では、政府は国民に対して、その正当性を説明し理解と納得を得る義務を有しています。誠実に対処し文書による回答を求めます。

2017年2月17日

陳情書

平成29年2月8日

横浜市議長
梶村 充 殿

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TS プラザビルディング2階

神奈川県保険医協会
理事長 森 善生

件名

平成29年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情

陳情項目

平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」(第三号様式)に、受給者の個人番号を記載しないこと。

陳情の理由・経緯等

マイナンバー制度は2016年1月より運用が開始されていますが、制度が広く浸透していることは言い難く、また相次ぐシステム障害などにより、実施状況は国の当初想定とは大きく異なっています。昨年末の個人番号カード申請数が国民の1割にも満たない、という事実は、そのことを端的に示しています。

我々開業保険医にとっては、中小規模の事業者(個人番号関係事務実施者)の皆様と同じく、マイナンバー制度の運用において、従業員等からの個人番号収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な取扱いガイドラインを順守することも経費や業務の負担などから実施が極めて難しい状況です。また、事業者にとってこの制度の利便性は皆無で、過度な負担や責任を強要されているに過ぎず、「できればやりたくない」というのが本音です。従業員からは個人情報の漏洩・流出に対する懸念の声を多く聞きますし、それを理由に番号提供を拒否する者も少なくありません。これが事業者や住民の実態・美感であるということを、まずはご理解いただきたいと思います。

こうした中、総務省令第91号により、平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」(以下:「同通知書」)に受給者(従業員)の個人番号を記載する欄が設けられ、各自治体が一斉に個人番号を記載した同通知書を発送する可能性があるとの報道を目にしました。これを受けて、当会が昨年末に神奈川県内の全3.3市町村に質問したところ(回答: 31市町

村)、「記載する」「記載する予定」が7割超、そのうちの5割強が同通知書を普通郵便で差送するという、驚愕の事実が明らかになりました。
事業者が行う住民税の給与天引きに個人番号は一切必要ありません。無用な個人番号通知は、事業者に更大的な負担と責任を押し付けるばかりか、漏洩・流出の危険性を増大させることに繋がります。また、年末調整の際に勤務先への番号提供を拒否した従業員にとっては、本人の承諾を得ないまま勝手に知らされることがあります。これは、自体であってもプライバシー権の侵害に当たると考えます。普通郵便で差送するなど、もつてのほかです。機微性の高い特定個人情報の保護意識の希薄さを疑うばかりか、地域住民の信頼を損なう行為です。

マイナンバー制度の運営については、国税庁が「各種提出書類に個人番号の記載がない場合でも書類を受理する」と、柔軟な姿勢を示しています。また、昨年の税制改正により、個人番号を記載する税務関係書類は限定され、付随的な税務書類への記載は不要となりました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人(被保険者)や事業者を介さず、住基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する方法を推奨しています。これらは、個人番号が人目に触れる機会を物理的に少なくするという、漏洩・流出対策として妥当だと思います。
こうした潮流の中、同通知書による自治体からの一方的な番号通知は、逆行した対応だと言わざるを得ません。

以上、同通知書に個人番号を記載することは、事業者、従業員、自治体にとって何のメリットもありません。あるいは個人情報の漏洩・流出の危険性の増大とプライバシー侵害、事業者や自治体の負担増です。

県外に目を向ければ、すでに個人番号を記載しないと決めている自治体もあります。東京都中野区は、▼普通郵便での送付は漏洩のリスクがあること、などをして何の送付は約1200万円の負担増になること、などを理由に、個人番号を記載しない方針を明らかにしています。横浜市におかれましても、ただ法令・省令を硬直的に運用するではなく、地域住民や事業者の安心・安全を最優先に考えていただき、同通知書への受給者(従業員)の個人番号を記載しないよう陳情いたします。

以上

第193回国会 総務委員会 第3号

(平成29年2月16日(木曜日))

○梅村委員

日本共産党の梅村さえこです。マイナンバーについて質問いたします。

～中略～

そこで、今、個人情報の保護への対策が後回しになっているんじゃないかということで危惧の声が上がっている特別徴収の問題について、質問に移っていきたいというふうに思います。

事業者には、市町村から、特別徴収義務者として住民税などを天引きするために、特別徴収税額通知書が送付をされます。その通知書に、今回から個人番号が一斉に印字されて送られようとしております。

それをめぐって、中小零細業者の皆さんや保険医団体の皆さんから、非常に困っている、中止してほしいという要望が総務省の方にも寄せられているということも聞きましたけれども、どんなことに事業者のさんは困り、要望が上がっているのか、そういう御要望の声の中身について御紹介いただきたいと思います。

○林崎政府参考人

お答え申し上げます。マイナンバー、今御紹介がありました特別徴収義務者の方に、課税当局であります市区町村の方から今回通知をされるということになってくるわけですが、そのマイナンバーの取り扱いをめぐりまして、これは番号法、そしてそれに基づきますガイドラインがございますが、そういういわば責務をしっかりと果たす必要があるわけでございまして、その点について不安をお持ちのお声があるというふうに承知しているところでございます。

○梅村委員

そういう御不安だということを御答弁いただきました。

そして、今お話がありましたけれども、ガイドラインを守らなければいけないということとの関係では、ガイドラインにどんなことが求められていて、そして、では、それとの関係でどんなことを困っているのかという点ではもう少しいかがでしょうか。

○林崎政府参考人

お答え申し上げます。ガイドラインにおきましては、安全管理措置の内容ということで、基本方針の策定、あるいは取扱規程といったものを策定しなければいけない、組織的安全管理措置について置かなければいけない、それらについてのその組織体制を整備する等々の内容、あるいは、人的安全管理措置といったようなことで、事務取扱担当者の監督等々、規定があるというふうに承知しているところでございます。

○梅村委員

そういう安全措置をとらなければいけないので、マイナンバーの番号が、働いている人たちが知らないうちにもう全部その納付書に一斉に印字がされて、しかも、市町村からは基本的に普通郵便で送られるとしているということをめぐって、本当にガイドラインが守れるような措置が事業者としてできるのか、危ないんじゃないかというような声が今上がっているということだというふうに思います。

マイナンバーをめぐっては、事業所単位で見てみると、民間の他人、民間人、行政ではなくて民間の他人には知られたくないというふうに思っていらっしゃる人も事実おられます。それは企業の責任ではないと思います。国民の不安の、反対の中で決めたやはり国の責任であるというふうに思います。

施行一年でそういうマイナンバーについて理解していない従業員がまだいるのに、本人の意思とは無関係に、事業所に一方的に、一斉に特別徴収の通知に、この春、マイナンバーも印字して普通郵便で送る、これは情報漏えいのリスクがないのか。本当にこのようなやり方をしていいのか。やはり準備不足じゃないか。

しかも、ここに個人番号を書かなくても、今までどおり特別徴収ができるじゃないか。なぜ、こんな管理を厳しく求められているものについて、こんなに急いで、早急に書かなければいけないのか。別に、書かなくても特別徴収の天引き事務はできるじゃないかという声が上がっているわけですけれども、私はこの声は当然だなというふうに思いますけれども、当然だとは思いませんか。

○林崎政府参考人

まず、今回の特別徴収義務者につきましてでございますけれども、これまででも、課税当局であります市区町村と一体となって賦課徴収等の事務を行う中で、個人情報の適切な管理に努めてきていただいて

いる、こういうこれまでの経験というのがまず一つございます。

その上で、個人住民税の特別徴収義務者につきましては、番号法の個人番号関係事務実施者という位置づけでございまして、所要の安全管理措置が求められるということになるところでございます。

特別徴収義務者となります事業者につきましては、これは同時に、その他の税務事務あるいは社会保障分野においても個人番号関係事務実施者として安全管理措置を講じる必要があるということでございまして、特別徴収税額通知にマイナンバーが記載されるということのみの問題ではないという部分が一つはございます。

それから、安全管理という点に関してでございますけれども、先ほどもお話に出ましたが、具体例も示したガイドラインが策定されている、それから事業者における必要な対応を説明する動画、あるいは、やはり中小規模事業者の対応力という問題もございますので、そういう中小規模事業者にも配慮したわかりやすい資料などによって、周知が関係府省からも行われているという状況でございます。

それから、先ほど御紹介したガイドラインでございますけれども、適切な安全管理のために、中小規模事業者に対しましては、規模に応じた対応方法、実務への影響なども配慮されているという状況でございまして、そういう中小規模事業者に対する配慮といったことも種々なされてきているところでございます。

それから、管理リスクという点もあるうかと思います。この点について申し上げますと、市区町村それから個人番号関係事務実施者でございます特別徴収義務者に対しまして、番号法に基づいて、所要の安全措置を講じることがまず義務づけられているということがございます。

そういう中で、特別徴収税額通知の郵送方法につきまして、市区町村の特定個人情報保護評価書、これは個人情報保護委員会の方で適切性をチェックしまして、その上で承認されているものでございますけれども、その評価書に記載をされた全ての措置を講じるものとされておりまして、市区町村の責任で、適切な対応、適切な方法で送付されているというふうに理解をしているところでございます。

○梅村委員

質問したのは、そういうふうに送られてきている人たちがこういう困るという声を上げるのは当然じゃないかという質問をしたんですね。今お話をあった、これまで経験していることじゃないかとか、マイナンバーによって起こっている問題じゃないというふうにもし言われるのであれば、それは全然現場の状況を見ていらない御回答だというふうに私は思いますよ。

マイナンバーが実施されることによって、一体、どれだけのいわゆる管理措置が中小零細業者の人たちにこの間諜せられていたのか。それを担保にしてマイナンバーを進めていきますよ、個人情報を守りますよ。

今、ガイドラインということをおっしゃいましたけれども、例えば、ポスターをつくっていらっしゃいますよね、マイナンバーをしっかりと事業所はやってくださいと。そのことには六つのチェックリストというものがありますて、マイナンバーを扱う担当者を決める、マイナンバーを従業員から取得する際は利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をする、マイナンバーが記載された書類は鍵がかかる棚や引き出しに保管する、ウイルス対策ソフトを最新版にするなどセキュリティー対策を行う、退職や契約終了で従業員のマイナンバーがなくなったら確実に廃棄しましょうという、こんな大きなポスターができる、六つチェックして、あなたの事業所はちゃんとできているか、こういう準備をマイナンバーの実施までやりましょうということを呼びかけているわけですから、こういうことを事業者の皆さんには聞けば、ああ、責任管理義務がある、もうしっかりやらなきゃいけないと。

そういうことで必死になって準備をしてきたのに、準備が間に合っていないというふうに悲鳴を上げている。そこに一方的に、管理責任がとどもあるマイナンバーという数字が印字して送られてきたら。

私が質問しているのは、やはりこれだけ一生懸命、事業者の皆さんはやっている。そもそも特別徴収というのは、税金を集めるのは税務署がやるべきものを、その徴収は事業者が肩がわりして納めてもらっているという位置づけのものだと思うんですよ。協力してもらっているわけですよ、事業者の皆さんに。何で、そういう事業者の皆さんに、そもそもこういうセキュリティーでも増税しておいて、そして今、不況で、ただでさえ営業が大変な中でこれだけの準備をしている中で、準備ができないので待ってください、一方的にはおかしいんじゃないですか、こういう声さえも聞くことができませんか、地方税の徴収の中で。

○林崎政府参考人

お答え申し上げます。今回のお話ですけれども、番号法が目的いたします公平公正な課税につながるということで、そういうことを期待しまして、個人住民税の税務手続を通じて事務の効率化につなげていく、こういう考え方がまず一つございます。

それから、今の御懸念、るるあろうかと思いますけれども、そういう意味で、特別徴収義務者用の

特別徴収税額通知へのマイナンバーの記載につきまして、特別徴収義務者及び市区町村に対しまして、私どもとしても、引き続き、制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、この五月の事務の実施に向けて、御理解と御協力を求めてまいりたいと考えているところでございます。

○梅村委員

間に合わないと事業者の人で言っている人がいるわけですから、説明を幾らしてもだめなんですよ。

もう何ヵ月と決まっていて、準備が追いついていないから何とかしてくれという意見、一旦中止をしてほしいだとか、郵送の仕方を見直すべきだとか、そういう具体的な声が上がっているわけですから、そこに、法律でこういうふうに決まっているからやりなさい、やりなさいと言ったら、中小業者の皆さんたちを追い詰めることになるだけじゃないですか。一生懸命、お給料から天引きして、納税して、肩がわりをしてくださっているのがそういう方々ですので、よく見る必要があると私は思います。

そもそも、確認したいと思うんですけども、個人番号はそもそも慎重に扱うべきものだと思います。番号カードの世帯への配付のときは簡易書留だったと思うんですよね。なぜそれが今回は普通郵便でもいいというような判断がされるんですか。

○林崎政府参考人

特別徴収税額通知につきまして、先ほど述べたとおりでございますけれども、それぞれの市区町村におきまして、ガイドラインに沿いまして、そして、個人情報保護委員会が承認をした評価書、特定個人情報保護評価書に記載された全ての措置を講じるという中で、送付の対応を図っているということでございます。

その上で、確かに、個人番号通知カードの通知につきまして、これは個人に対しまして初めて個人番号が通知をされるというもので、確実に御本人に送付ができるよう、簡易書留等の信頼性の高い手段によって送付されたものというふうに承知をしているところでございます。

○梅村委員

確実にということでしたら、やはり今度も、いわゆるマイナンバーというこの重い位置づけからすれば、本来、情報漏えいのリスクを極力なくす点からいえば、やはり、普通郵便で送られてきたら誰が見るかわからない、どうするんだという悲鳴の声が上がるるのは当然だし、それに応えて自治体がでは簡易書留で送ろうかというふうに思うと、市町村の場合は郵送料がすごくかかっちゃうわけですよ。

であるならば、国の制度としてマイナンバーはスタートしたわけですから、私たちは、これは一旦凍結したり、準備がされていないというわけですから、その声を聞くべきだと思いますけれども、もし万が一郵送する場合も、簡易書留にしたいという市町村があれば、そういう財政措置も含めて、しっかりと個人情報の管理に責任をやはり国が持っていくというような措置ができなければ、現場は守れない、こんな重要なものはということをお伝えしておきたいというふうに思います。

それで、そもそも、この準備に当たっては、しっかりと事業者がどれぐらい準備ができているのかということを握っておく必要があると思いますけれども、これはどこつかんでいますか。ガイドラインに基づいて、どれぐらいの準備が事業者はできているか。

○其田政府参考人

お答え申し上げます。中小企業の数というのが四百万社近くございますので、安全管理措置の実施状況を網羅的に把握することは困難でございますけれども、当委員会といたしましては、マイナンバーの適正な取り扱いに関しまして、中小企業を含めまして、広報に全力を挙げて取り組んできたところでございます。

例えば、中小企業にも配慮しましたガイドラインを定めまして、これまでに全国で四百八十回、参加者数でいいますと七万三千名の方に御参加いただいておりますけれども、説明会を実施してきたほか、委員会のホームページでは中小企業サポートページというものを設けまして、わかりやすい資料の提供を行っております。

また、委員会の苦情あっせん相談窓口にはこれまでに約二千件の御相談が寄せられておりますけれども、その中身に応じまして、必要に応じて企業に対する指導助言等も行っております。

今後とも、こういった取り組みを全力で行ってまいりたいと思います。

○梅村委員

今の話だと、調査していないんですね。広報している、お知らせしている、さつきと同じです。お願いをしている。

私たちの共産党の池内さおり議員が内閣委員会でこの問題を二〇一五年五月二十日に質問しているんですけども、いわゆる実施状況、どれぐらい準備ができているのか。だって、六つのチェックリストまでポスターにして提示しているわけですから、業者の方々は、それができない、もう責任を持てないというふうに、皆さん真面目な方が多いですから、思っていらっしゃるわけですね。どれぐらい準

備したのか調べるべきじゃないかと言ったときに、当時、副大臣が答弁で、準備状況をつかむと約束しているんですよ。

では、そういう準備状況を、そういう広報をやっているということをもってもう準備ができていると判断したのか。やはり、準備もつかまずにこの特別徴収の送付の決断をしたのか。そういう事業者の人たちの準備状況をちゃんとチェックするような、そういう機能はないんですか。

○向井政府参考人

お答えいたします。まず、マイナンバーの利用につきましては、去年の一月から始まっておりまして、年末調整等の事務で、企業は国税に対していろいろな調書等を出しておりますが、その際に既にマイナンバーをつけて調書を出していただいているということになってございます。

マイナンバーそのものは、そもそも、企業とか税とか社会保険の事務で使う以上、そういう企業とかの経理担当者等に当然提出することを前提に設計されておりまして、したがいまして、マイナンバーは個人情報でありますし、特にマイナンバーのみで個人を特定できるという能力がございますが、一方で、個人を証明するものではない。したがって、マイナンバーがあるから何か被害が出るとかそういうものではない、そういう性質のものとして設計してございまして、したがって、個人情報よりも若干加重した、そういう取り扱いをしている。

したがいまして、国税で既に源泉徴収等の、年末調整等の事務でマイナンバーを利用されておりますが、現時点で私どもの把握しているところでは、その間にそれほどの大きな混乱はなかったと承知しております。

○梅村委員

そういうふうに設計されているとか、そういう責任が求められるものじゃないというようなことですけれども、それはガイドラインに書いてあることと全然違うというふうに思います。

先ほど、六つのチェックリストも紹介しましたけれども、厳重な管理というものを現場には求めているじゃないですか。でも、自分たちが実施するときには、そういうものではないから、十分できていなくてやれるものだというのは、大変それはおかしいし、個人情報の保護という点では無責任なまま進んでいる。そんなことを国民が知ったら、ああ、そういう状況でやっているのかというふうに思うような事態だというふうに私は思います。

時間となりましたので、ちょっと最後に大臣にお伺いしたいと思います。

マイナンバーをめぐって、特別徴収をめぐって、とりわけ中小業者の皆さんのが、特別徴収義務者の皆さんとして日ごろいろいろ努力をされている中で、この間、機械もふやさなきやいけない、体制もとらなきやいけないということで必死にやってきたんだと思いますけれども、ここに来て、やはり準備も間に合っていないし、一方的に普通郵便で送るのはどうかという声が出てきます。

このことについてぜひ考えていただきたいということで、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○高市国務大臣

そもそもマイナンバー制度ができたのは、税、社会保障、災害ということでマイナンバーを使う対象を限定して、公正公平な負担を実現する、公正公平な社会を実現する、本当に支援が必要な方々のところに支援の手が差し伸べられるように、そういう社会をつくるために、長い期間をかけて、まさに、民主党政権の野田内閣のときに閣議決定され、法案が提出され、一度廃案になり、また自公政権になって、自公民でも議論をして積み重ねてきた制度でございます。

この中でやはり目的を果たしていかなきやいけないわけです、私たちは。公正公平な社会をつくる、本当に必要な方に福祉の手が行き届く、そして災害のときに多くの方が救われる、そういう社会をつらなきやいけないわけです。

確かに、今おっしゃったような負担感というものは当初はあるでしょう。そのために、平成二十七年の十二月に、個人番号の記載を求めるこによって生じる本人確認手続等の納税者や事業者などの負担を軽減することを目的として、国税における取り扱いと同様に、複数の書類をあわせて提出する場合、同様の書類を複数回提出する場合において、一部の手続においてマイナンバーの記載を要しないよう見直しを行ったものでございます。

多くの方にやはりきちっと御理解をいただき御協力をいただくということが、最終的には、税金の節約にもなる、行政の効率化にもなる、公正公平な社会づくりにもなると思われますので、丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。

○梅村委員

まだ理解していないという方々がたくさんいて、準備が間に合わないと言っているわけですから、ぜひ、その声を聞いて、実現をしていただきたいというふうに思います。

これで終わります。

への個人番号記載について質問いたします。

住民税を給料から天引きして従業員の居住地の自治体に事業所が納付する、これが特別徴収です。五月三十一日までに事業所に従業員一人一人の徴収税額が通知されます。総務省が定めた通知書の様式、これ個人番号記載欄が新たに設けられたことで、今自治体や中小業者に混乱と危惧が広がっています。

特に東京都は、今年度から原則として全ての事

業主を特別徴収義務者として指定いたしました。

これまで対象外だった従業員が一人という小規模事業所に対しても通知書が送付をされます。個人番号の厳格な管理の体制が果たしてどこまで徹底されているのか、私は甚だ疑問です。

今年二月、この問題を衆議院給付委員会で我が党の梅村議員が取り上げました。事業所が適切に個人番号を管理する準備が進んでいるのか調査をすべきだと求めましたが、その後、何らかの調査を行いましたか。

○田村智子君 日本共産党的田村智子です。

まず冒頭、専門職である学芸員を誹謗する山本大臣の発言は、暴言ですね。これは大臣の資格が問われる重大な問題だと私も思います。法案審議とは別に委員会質疑の機会を設けていただくことをまず委員長に要望いたします。

○委員長(難波晃一君) ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議いたします。

○田村智子君 では、法案に関わって質問いたし

ます。

まず、法案のマイナンバーの利用拡大に関わる問題です。国民一人一人に生涯にわたって国が個人識別番号を付け、住所、所得、医療など、また将来では顔認証まで行つかもしませんけれども、こうした個人情報を一元化し活用することそのものに我が党は反対です。

今回は、特別支援学校での事務に限定するといえ、生活保護関連の情報も追加されます。

私がとりわけ危惧をしているのは、国が強引に個人番号の利用を進めようとしていること、個の事例として、住民税などの特別徴収税額通知書ですが、現時点において、民間業者におけるマイ

ナンバーの取扱いについては大きな混乱が生じてゐるとは考えておりません。

今後とも、関係行政機関や各種経済団体と連携しながら、民間事業者が適切に対応していただけ

るよう必要な周知、広報を丁寧に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田村智子君 これ、調査やつていなんですか

よ。

今回、従業員の方が伝えるんじゃないんです

よ。一方的に記載して送り付けるんですよ。

三月六日、総務省は自治体に、特別徴収税額通知への個人番号記載に関するQ&A、これを通知しています。ここには、個人番号欄を自治体が独自に判断して削除することはできません、個人番号の記載を不記載や一部不記載とするることは認められていませんとあります。情報管理の体制が取られていたかも分からないます、國が個人番号を活用を事実上強制しているわけです。

確認しますが、今回、この特別徴収の税額通知書に個人番号を通知しなくともこの徴収に何ら支障はないというふうに考えますが、いかがですか。事実だけ確認します。

○政府参考人(鶴出英之君) お答えいたします。

個人住民税につきましては、公平公正な課税や課税事務の効率化を図るために、特別徴収義務者と市町村との間で正確なマイナンバーを共有する

よう、平成二十九年度の課税から、特別徴収義務者用の特別徴収税額通知にマイナンバーを記載することといたしております。

仮に市町村が同通知にマイナンバーを記載しない場合、特別徴収義務者と市町村との間で正確なマイナンバーを共有することができず、翌年以降の地方税手続においてマイナンバーの確認事務等に時間をするなどのことが考えられる

ことから、公平公正な課税や事務の効率化につながらない懸念があると考えております。

したがいまして、市町村におきましては、地方税法及び同法施行規則に定める様式によりまし

て、特別徴収義務者に対し、従業員のマイナンバーを記載した通知を送付していただく必要があると考えております。

○田村智子君 今はマイナンバー上の支障もないで

すよ。

事業所に従業員の個人番号を通知することで、それでは事業所や従業員に何か利便性の向上があるんですか。

○政府参考人(鶴出英之君) お答えいたします。

特別徴収義務者用の税額通知にマイナンバーを記載することによりまして、例えば翌年以降の地

方税手続でマイナンバーの確認事務等が容易にならなくなるなど、事務の効率化の面で事業者にメリットがあると考えられ、マイナンバーの円滑な運用に資すると言えています。また、個人住民税の税務手続においてマイナンバー法が目的とする公平公正な課税が実現するということを通じまして、広く納税者、納税義務者である従業員にもメリットがあるものと考えております。

そこで、東京保険医協会は、特別徴収の通知に個人番号を記載するか否か、送付方法をどのようにするのか、東京都内の全市区町村にアンケート調査を行っています。一月二十一日現在で、五区八市三村が普通郵便で送付すると回答していま

す。この中には、個人番号を記載しない、するかどうか検討中という自治体もありましたが、三月六日の総務省の通知で対応が変わっているかもしれません。多くの自治体で個人番号が記載された通知が一方的に普通郵便で送付をされることになつてしまふ。受け取っていないとか誤配達など

の配達事故、また安全管理体制が不十分なことに

による情報漏えい、こういうリスクを総務省は一切

想定していいんですか。

○政府参考人(開田英之君) お答えいたします。

市区町村及び個人番号関係事務者である特別徵収義務者に対しては、マイナンバー法に基づきまして所要の安全管理措置を講じることが義務付けられております。また、個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針としてガイドラインを示しております。これらを踏まえまして、市区町村は、マイナンバー法及び特定個人情報保護委員会規則に基づき特定個人情報保護評価書を作成し、第三者による点検等を経た上で個人情報保護委員会に提出した後、速やかに公表する等の対応を取ることとされています。

御指摘の郵送時の漏えいリスクにつきましては、個人情報保護委員会が示すガイドラインや市区町村自らが作成、公表する特定個人情報保護評価書に基づきリスクを軽減するための安全管理措置を講じる中で、特別徵収税額通知につきましても市区町村において適切な方法で送付されるものと考えております。

総務省では、地方団体に通知を発出いたしまして、特別徵収義務者のマイナンバーを取り扱う部署に、確実に特別徵収税額通知が到達するよう正確な宛名の把握を行うことや、仮に誤配送があった場合の対応についての助言等を行つております。また、中小事業者におけるマイナンバーの管理につきましても、個人情報保護委員会が示すガイドラインを踏まえ、マイナンバー法に基づき特定個人情報を保護するための取組を行うこととされており、これらによりマイナンバーの適切な管理が行われるものと考えております。

○田村智子君 これは無責任の極みだと言わなきや駄目ですよ。簡易書留とか特定記録郵便にすれば事務量も郵送料も大幅に増大する、だから普通郵便で送付すると自治体回答しているわけですよ。特別徵収通知書への個人番号記載は国民にとって何の利便性もなく、リスクだけがあります。自治体も、業務の効率化どころか、事務量も

経費も膨大に増えてしまります。

○国務大臣(山本幸三君) これ、山本大臣に一般論でお聞きしますが、自治体が住民の利益を考慮して事務のやり方を判断されば国はとやかく言うべきじゃないと、これを尊重すべきだと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(山本幸三君) 議員の問題意識のマイナンバー制度については所管外のためお答えを差し控えたいと思いますが、一般論としては、平成十二年四月に施行された地方分権一括法における地方自治法の改正によって機関委任事務が廃止され、国と地方公共団体の関係は上下・主従の関係から対等協力の関係へと変わったところと認識しております。

国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で、国民福祉の増進という共通の目的に向かつて相互に協力する関係にあると認識しております。

○田村智子君 そのとおりですよ。

これ、事業所からは、マイナンバーは業務上全く必要ないと、行政の代わりに住民税を徴収するだけでなく、個人情報の管理を押し付けられ、漏えいすれば罰せられる、勝手な記載はやめてほしいと、こういう切実な声が上がっています。國民からも、私は知らせていないのに勝手にマイナンバーを通知することはやめてほしいという声が上がっているわけです。三月六日の通知は撤回をすべきです。このことを強く求めます。

特別徴収義務者宛の通知書から個人番号記載欄を除去すること等を求める意見書

2017年（平成29年）4月13日

日本弁護士連合会

当連合会は、特別徴収義務者宛の通知書に個人番号の記載欄があることに關し、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

1 国は、個人の「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保護するために、地方税法施行規則を改正し給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の書式から個人番号記載欄をなくすべきである。

2 各市區町村は、地方税法施行規則が改正されるまでの間、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に個人番号を記載しない取扱いとすべきである。

第2 意見の理由

1 特別徴収義務者用通知書の書式変更

国は、平成27年10月29日付け総務省令第91号で地方税法施行規則を改正し、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）（様式第3号）（以下「通知」という。）について、納税義務者の個人番号を記載する欄を設けた。同書式は、平成29年度以降の年度分の住民税に係る通知に適用されることが予定されている。

同書式に従い通知がなされた場合、市區町村において、特別徴収義務者たる事業者に対し、その従業員等納税義務者の個人番号を記載した通知書を郵送することになる。

正しい個人番号を把握してもらうということである。

2 個人番号漏えいの危険性

当連合会は、これまでもマイナンバー法の施行に関する会長声明（2015年9月9日）等において、名寄せについて決定的な役割を果たしうる個人番号が漏えいすること等により個人のプライバシーに重大な侵害が起ることについて懸念を示してきた。

そして、今回の制度運用の変更により、市區町村が特別徴収義務者に対して個人番号を記載した通知書を発信することは個人番号の漏えい等につながりかねないものであり、到底容認できない。

以下、具体的に論ずる。

（1）普通郵便で通知書が送付されることによる危険性

当該通知書については、市區町村において普通郵便により郵送することは何ら禁じられない。

普通郵便については、配達員において郵送先から配達をしたことの証明をもらう手続は必要とされていない。また、配達員において郵送物を単に郵便受けに入れる等の場合もあるし、郵便受けは第三者から容易に持ち出しができるような形態である場合もある。よって、普通郵便については、誤配あるいは郵便受けから第三者が窃取するなどの危険性がある。つまり、個人番号漏えいの危険性が払しょくできないのである。

この点、書留郵便を利用した場合には誤配等の危険性を一定程度減じることができる。しかし、簡易書留を利用した場合には普通郵便に比べ1通あたり300円程度割高になり、市區町村に重大な経済的負担を与えることになる。そのため、通知書を書留で郵送する市區町村は少數にとどまるとみられる。

（2）特別徴収義務者における漏えい等の危険性

東京商工リサーチが2016年2月に公表した調査結果によると、個人番号制度の導入対応状況について「概ね完了、すべて完了」と回答した企業は全体の53・0ペーセントでしかなかった。つまり、半分程度の企業だけが個人番号の安全管理措置を十全に講じているとの回答だったのである。

実際、2016年4月には、居酒屋を経営する会社から400人程度の個人番号が記載された書類が盗まれるという事態も発生した。

このように、個人としては、自分の勤務先企業が個人番号を適切に管理することについて必ずしも十分期待しえないので個人の意向とは関係そのため、実際に個人番号を勤務先には提供しない個人も少なくない。それにもかかわらず、市區町村において、納税者たる個人の意向とは關係なく特別徴収義務者に個人番号を記載した通知書を送付するのであれば、個人番号にについて漏えいや不正利用のリスクにさらされたくないとの個人の期待が侵害されることになります。

（3）マイナンバー法の規制内容が周知徹底されているとはいがたいこと個人番号は悉皆性（住民票を有する全員に付番を行うこと）、唯一無二性を

持ち、特定個人の識別性が極めて高く、利用方法によってはプライバシーなどの侵害の危険性が大きい。そこで、マイナンバー法は、個人情報保護法による保護に上乗せして個人番号が漏えいしないよう、個人番号関係事務実施者に個人番号の適切な管理のために必要な措置を講ずることを義務づける（12条）などしている。これらの規定などにより個人番号関係事務実施者がマイナンバーを取り扱うことが、プライバシー侵害の危険性が高い個人番号の取扱いを正当化するための最低条件なのである。

ところが、現実には、上記のとおり、多くの個人番号関係事務実施者において個人番号を適切に管理しているとは言えない。

そのような状況において特別徴収義務者たる個人番号関係事務実施者に個人番号が記載された通知書を送付することはマイナンバー法の想定するところではなく、プライバシー等保護の観点から許容されないものである。

3 通知書に個人番号を記載しない扱いとすべきこと

(1) 通知書に個人番号を記載しない扱いとすべきこと
上記のとおり、通知書に個人番号を記載する趣旨は、特別徴収義務者において納税者の正しい個人番号を把握してもらうということである。その趣旨が達成されないからといって直ちに特別徴収事務に支障をきたすことはない。他方、通知書に個人番号を記載することにより「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」が危険にさらされることを考慮すれば、地方税法施行規則を改正し、通知書から個人番号欄を除去すべきである。

(2) 市区町村の判断により個人番号を記載しない取扱いとすべきこと
地方税法施行規則が改正されるまでの間、各市町村においては、通知書に個人番号を記載することのリスクを勘案し、通知書に個人番号を記載しない取扱いとすべきである。

この点、特別徴収義務者に対する通知書は自治事務であるため、各市町村において通知書に個人番号を記載しない取扱いとすることに支障はない。

現に、東京都のいくつかの特別区等においては通知書に個人番号を記載しないことを明らかにしているところである。

4 結論

以上のとおり、当連合会は、個人の「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保護するために、国が地方税法施行規則を改正し、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の書式から個人番号記載欄をなくすこと、及び同規則が改正されるまでの間、

各市区町村において給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に個人番号を記載しない取扱いとすることを求める。

総務省自治税務局市町村税課

平成 29 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知書について（留意事項）
(特別徴収義務者用)

平成 29 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）（地方税法施行規則（昭和 29 年總理府令第 23 号）様式 第三号様式）については、個人番号が記載されることとなります。
特別徴収税額通知書の送付に際しての留意事項について、下記のとおり通知しますので、適切に対応いただきますようお願いします。
貴都道府県においては、各市区町村に対して、この旨を周知するとともに、適切な取組へ向けた助言等をお願いします。
なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 市町村が特別徴収義務者に提供する個人番号の取扱いについて平成 29 年度分以降の特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）第 19 条第 1 号の規定に基づき、個人番号利用事務実施者である市町村から個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者へ個人番号が提供されます。
また、特別徴収義務者は番号法第 9 条第 3 項の規定において、「当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる」とされており、当該通知書により提供を受けた従業員の個人番号については、地方税に関する事務以外の事務に利用することはできません。
- また、特別徴収税額通知書により、従業員の個人番号の提供を受けることをもって、特別徴収義務者における個人番号の取得が免除される訳ではなく、個人番号を取得できない従業員については、引き続き、個人番号の取得に努めていただく必要があります。

これらのことについて、特別徴収義務者の理解と協力を得ることが必要であることを

2 特別徴収税額通知書の送付にかかる留意点について

(1) 送付について

個人番号利用事務実施者である市町村は、番号法第 12 条に基づき、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号の適切な管理のため、必要な措置を講じることとされています。

また、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者においても、同条に基づき、必要な措置をとる責務が課されていることから、従業員に個人番号を取り扱わせるに当たっては、安全管理措置が適切に講じられるよう、個人番号を取り扱う事務の範囲を明確にした上で、事務取扱部署や担当者をあらかじめ定めています。
(仮に、送付先（宛名）を「担当部署名や担当者名」でなく「〇〇会社」とされた場合、安全管理措置が適切に講じられていなければ開封されてしまう恐れがあります。)

上記を踏まえ、番号法第 27 条第 1 項による特定個人情報保護評価書等に基づき、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）を適切に送付いただくとともに、個人番号の適切な管理を行う観点から、同通知書の送付にあたり、特別徴収義務者において定める個人番号を取り扱うこととされた部署や担当者に確実に到達するよう、正確な送付先（宛名）の把握をお願いします。

(2) 誤配達の場合の取扱いについて

上記 2 (1) の対応が行われていても、万一、特別徴収税額通知書が誤配達された場合には、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定に基づき、誤配達を受けた者は、原則当該通知を開封することなく、①誤配達の旨を表示した上で、郵便差出箱（郵便ポスト）へ差し入れるか②誤配達の旨を会社（郵便局等）へ通知する必要があります。

市町村におかれでは、特別徴収税額通知書を郵送する際の封筒に「特別徴収税額通知書在中」や上記の旨（記載例 2）を記載いたなくなど、誤配達があつた場合の取扱いについて、周知の徹底をお願いします。

（参考）

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

（誤配達郵便物の処理）

第四十一条 郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を会社に通知しなければならない。

2 前項の場合において誤つてその郵便物を開いた者は、これを修補し、かつ、その旨並びに氏名及び住所又は居所を郵便物に表示しなければならない。

(3) 電子化の推進について
特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）を電子的に「正本」通知することについては、平成28年7月15日付け総務省自治税務局市町村税課長通知「個人住民税における特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の電子化推進について」（総税市第65号）で示したとおり、特別徴収義務者の事務効率化や特定個人情報保護等の観点からも積極的に取り組んでもらいたいと考えておりますので、平成29年度対応のための予算確保やシステム改修等を行っていただくようお願いします。

(記載例1)

個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

- 1 個人番号の利用目的について
市区町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があつたとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。
※番号法第9条第3項

- (前略) 法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政機関を処理する者又は地方公共団体の他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に際して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うためには必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 2 特別徴収義務者の個人番号の収集について
特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができないない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。
※番号法第6条

- 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に關し実施する協力するよう努めるものとする。

連絡先
総務省自治税務局市町村税課
前川、齋藤
電話：03-5253-5669

(記載例2)

本通知書を受け取られた方が、記載の宛名にお心当たりのない場合、郵便物を開封せず、表面に誤配達である旨を記載した付せん等を貼つていただき、郵便ポストに投函するか、誤配達があつたことを最寄りの郵便局等へご連絡ください。

各部道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

平成 29 年度分以降の個人住民税に関する留意事項について（通知）
(特別徴収義務者用)

平成 29 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）(地
方税法施行規則(昭和 29 年總理府令第 23 号)様式 第三号様式)については、個人番
号が記載されることとなります。

特別徴収税額通知書の送付に際しての留意事項について、改めて関係府省と協議を行
い、下記のとおり通知しますので、適切に対応いただきたいとお願いします。

貴都道府県におかれでは、各市区町村に対して、この旨を周知することともに、適切な
取組へ向けた助言等をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）
に基づくものです。

また、「平成 29 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義
務者用）」の送付に関する留意事項について（通知）（平成 28 年 11 月 25 日付け事務連
絡）は廃止します。

記

- 1 市町村が特別徴収義務者に提供する個人番号の取扱いについて
平成 29 年度分以降の特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）においては、行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法
律第 27 号、以下「番号法」という。）第 19 条第 1 号の規定に基づき、個人番号利
用事務実施者である市区町村から個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者へ個
人番号が提供されることになります。
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」と
いう。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取
扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公
表しなければならず、番号法第 29 条第 3 項により読み替えて適用される個人情報保
護法第 16 条第 1 項の規定に基づき、原則として、当該事業者が特定した利用目的の
達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされてい
ます。

特別徴収義務者が、例えば、利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴
収票作成事務」等、番号法第 9 条第 3 項に規定する個人番号関係事務の範囲で特定
し、本人に通知又は公表している場合、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者
用）」により提供を受けた個人番号を当該利用目的の範囲内にある事務で利用するこ
とが可能となります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得し
た特定個人情報は源泉徴収票作成事務等）し、本人に通知又は公表している場合
においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番
号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報
保護法第 20 条及び第 21 条並びに番号法第 12 条により、特別徴収義務者は個人番号
の取扱いについて漏えい防止などの必要な安全管理措置を講じていただくとともに
に、個人番号を取得できていない従業員等についても、引き続き、扶養親族申告書
等により個人番号の取得に努めさせていただく必要があります。

これらのことについて、特別徴収義務者の理解と協力を得ることが必要であること
から、平成 29 年度分以降の特別徴収税額通知書の発出時において、個人番号の取扱
いについて記載された文書（記載例 1）を同封するなど、周知を徹底していただきま
すようお願いします。

2 特別徴収税額通知書の送付にかかる留意点について

(1) 送付について

個人番号利用事務実施者である市区町村は、番号法第 12 条に基づき、個人番号の
漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号の適切な管理のため、必要な措置を講じ
ることとされています。

また、個人番号を取扱う責任者が誤解されてしまうことから、従業員に個人番号を取り扱わせるに
必要な措置をとる責務が適切に講じられるよう、個人番号を取り扱う事務の範囲
を明確にした上で、事務取扱部署や担当者をあらかじめ定める「〇〇会社」とされた場
合、安全管理措置が適切に講じられていない部署で開封されてしまう恐れがあります。

これらを踏まえ、番号法第 27 条第 1 項による特定個人情報保護評価書等に基づき、
特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）を適切に送付いたします。

また、上記で把握した送付先（宛先）に確実に到達するよう、同通知書の送付にあ
たっては、差出日、差出方法、郵送物の数量等を、各郵便局とできる限り早期に調整
を行っていただけます。

(2) 誤配達された場合の取扱いについて
上記2(1)の対応が行われていても、万一、特別徴収税額通知書が誤配達された場合については、郵便法（昭和22年法律第165号）の規定に基づき、誤配達を受けた者は、原則当該通知を開封することなく、①誤配達の旨を表示した上で、郵便差出箱（郵便ポスト）へ差し入れるか②誤配達の旨を会社（郵便局等）へ通知する必要があります。

市区町村におかれでは、特別徴収税額通知書を郵送する際の封筒に「特別徴収税額通知書在中」や上記の旨（記載例2）を記載いたたくなど、誤配達があつた場合の取扱いについて、周知の徹底をお願いします。

参考)

- 郵便法（昭和22年法律第165号）
(誤配達郵便物の処理)

第四十二条 郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を会社に通知しなければならない。
2 前項の場合において誤つてその郵便物を開いた者は、これを修補し、かつ、
その旨並びに氏名及び住所又は居所を郵便物に表示しなければならぬ。

(3) 電子化の推進について
特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）を電子的に「正本」通知することについては、平成28年7月15日付け総務省自治税務局市町村税課長通知「個人住民税における特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の電子化推進について」（総税市第65号）で示したとおり、特別徴収義務者の事務効率化や特定個人情報保護等の観点からも積極的に取り組んでいただきたいと考えておりますので、平成29年度対応のための予算確保やシステム改修等を行つていただきようお願いします。

(記載例1)

個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがつて、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限つて利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合には、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい・防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要があります。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について
個人番号の収集ができないない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条
個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのつとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に關し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(記載例2)

本通知書を受け取られた方が、記載の宛名にお心当たりのない場合、郵便物を開封せず、表面に誤配達である旨を記載した付せん等を貼つていただき、郵便ポストに投函するか、誤配達があつたことを最寄りの郵便局等へご連絡ください。

連絡先
総務省自治税務局市町村税課
前川
電話：03-5253-5669

事務連絡
平成29年3月6日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）への
個人番号記載に関するQ&Aについて

平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）
(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)様式 第三号様式)について
は、個人番号が記載されることとなり、特別徴収義務者と市区町村との間で正確
な個人番号が共有され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が目的とする、公平・公正な課税
や事務の効率化が期待されているところです。
この度、改めて制度の周知を図ることを目的として、同通知に個人番号を記載
することに関するQ&Aを作成しましたので、送付します。
各都道府県市町村担当課においては、市区町村に対して、周知いたします。
とともに、適切な事務処理が行われるよう助言等をお願いいたします。

Q 1 個人番号を記載する法的根拠を教えてください。

A 1

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第19条1号の規定により、個人番号利用事務実施者は、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供することができます。
この規定に基づき、特別徴収に関する事務において個人番号利用事務実施者である市区町村は、地方税法(昭和25年法律第226)第321条の4第1項の規定及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第3号様式により、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付することになります。

Q 2 個人番号を記載することとした理由を教えてください。

A 2

特別徴収税額通知に個人番号を記載することにより、特別徴収義務者と市区町村との間で、正確な個人番号が共有されることになり、個人住民税の税務手続を通じて、番号法が目的とする公平・公正な課税や事務の効率化につながることが期待されるためです。

Q 3 市区町村の判断で個人番号欄を設けない様式とすることは可能ですか。

A 3

地方税法第43条により、市区町村は、総務省令で定める様式(地方税法施行規則第3号様式)に準じて特別徴収税額通知を作成することとされており、同様式に定められた記載事項である個人番号欄を削除することはできません。

Q 4 個人番号の記載を不記載や一部不記載(アスタリスク表示を含む。)とすることはできますか。

A 4

公平・公正な課税を行うため、特別徴収義務者と市区町村との間で正確な個人番号を共有することができるよう、特別徴収税額通知に個人番号を記載することとしており、個人番号利用事務実施者である市区町村は、地方税法及び地方税法施行規則に定める様式により、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付することとなります。
したがって、個人番号の記載を不記載や一部不記載(アスタリスク表示を含む。)とすることは認められていません。

連絡先
総務省自治税務局市町村税課
前川
電話：03-5253-5669

Q 5 給与支払報告書に個人番号の記載がない者の個人番号についても特別徴収税額通知に記載するのですか。

A 5

番号法第19条第1号により、個人番号利用事務実施者である市区町村が個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、本人が事業者に対して個人番号を提供したか否かは要件とはされていません。

したがって、特別徴収義務者に対して個人番号の提供をしていない者など、給与支払報告書に個人番号の記載がない者の個人番号についても特別徴収税額通知に記載することになります。

Q 6 事業者は、どのように個人番号を取扱いますか。

A 6

番号法第12条により、個人番号関係事務実施者である事業者（特別徴収義務者）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることとされています。具体的には、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）に基づき、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。

〔※ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）については、中小事業者に配慮し、事業者の規模に応じた安全管理措置の対応方法が定められています。
「個人情報保護委員会HP（中小企業サポートページ）」<http://www.dpc.go.jp/legal/chusho/>〕

なお、番号法に違反する行為が行われ、個人情報保護委員会の命令等に反した場合には、番号法に基づく罰則が適用されることになります。

Q 7 特別徴収税額通知の郵送方法は、簡易書留にしなくてはなりませんか。

A 7

市区町村は、番号法や個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」、同ガイドラインを踏まえ作成する個人情報保護評価書に基づく安全管理措置を講じる必要があり、各市区町村の判断により、適切な郵送方法で送付することとなります。

総税市第42号
平成29年4月19日

各道府県総務・税務主管部長
東京都総務・主税局長

記

総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

1 個人住民税の特別徴収事務において、マイナンバーの適切な取扱いを徹底し、特別徴収税額通知において、本人のマイナンバーが正しく記載されいることを、複層的なチェックにより確実に確認すること。

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に係る事務における
マイナンバーの適切な取扱いについて（通知）

地方税事務におけるマイナンバーの取扱いについては、「地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて（通知）」（平成29年2月16日付総税市第12号自治税務局長通知）のとおり、適切かつ慎重な取扱いを行うよう周知徹底を図ってきたところです。
個人住民税の特別徴収に係る事務においても、マイナンバーが記載された特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）（地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号）様式 第三号様式）を、今年度から各市区町村は特別徴収義務者に対する送付することとなることから、すでに「平成29年度分の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」の送付に関する留意事項について（通知）」（平成29年3月2日付事務連絡）で適切な対応をお願いしているところですが、改めて下記留意点を踏まえ、マイナンバーを取扱う際の事務処理状況を再点検し、必要な措置を講じるようお願いします。

貴職においては、この旨を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知徹底するようお願いします。
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

総務省自治税務局市町村税課
住民税第三係 前川、齋藤
電話：03-5253-8669（直通）
E-mail:y.maekawa@soumu.go.jp

記

総税市第49号
平成29年5月12日

各都道府県知事 殿

- 1 個人住民税の特別徴収事務において、マイナンバーの適切な取扱いを徹底し、特別徴収税額通知において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを、複層的なチェックにより確認すること。

- 2 特別徴収税額通知の送付にあたっては、特別徴収義務者において定めるマイナンバーを取り扱うこととされた部署や担当者に送達されるよう、できる限り詳細に送付先（宛名）を記載するとともに、正しく記載されていることを、複層的なチェックにより確認すること。

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に係る事務について（通知）
マイナンバーの適切な取扱いについて（通知）

地方税事務におけるマイナンバーの取扱いについては、「地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて（通知）」（平成29年2月16日付総税市第12号自治税務局長通知）のとおり、適切かつ慎重な取扱いを行うよう周知徹底を図ってきたところです。

今般、個人住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に係る事務において、同通知に、一部、当該特別徴収義務者が徴収することとはなっていない納稅義務者のマイナンバー及び税額等を記載して送付した事案や、誤った宛先に同一通知を送付した事案が判明しました。

すでに、平成29年4月19日付け「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）」に係る事務におけるマイナンバーの適切な取扱いについて（通知）で周知徹底を図ってきたところですが、同通知の発送時期にあたることから、今一度、下記留意点を踏まえ、マイナンバーを取扱う際の事務処理状況を再点検し、必要な措置を講じるようお願いします。

貴職においては、この旨を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知徹底するようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

総務省自治税務局市町村税課
担当：松本、前川、齋藤
電話：03-5253-5669（直通）
E-mail：y.maekawa@soumu.go.jp

総 税 市 第 51 号
平成 29 年 5 月 18 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公印省略)

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）への
マイナンバー記載について（通知）

個人住民税に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）（地方税法施行規則（昭和 29 年總理府令第 23 号）第三号様式）については、特別徴収義務者と市区町村との間で正確なマイナンバーが共有され、個人住民税の税務手続きを通じて、公平・公正な課税や事務の効率化を図るため、平成 29 年度からマイナンバーを記載することとしています。

総務省では、これまで「平成 29 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の送付に関する留意事項について（通知）」

（平成 29 年 3 月 2 日付け事務連絡）及び「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）への個人番号記載に関する Q&A の送付について」（平成 29 年 3 月 6 日付け事務連絡）において、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）にマイナンバーを正しく記載するようお願いしてきたところであり、市区町村におかれでは、適切な対応をいただくよう改めてお願いします。

なお、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び地方税法施行規則の規定では、マイナンバーを不記載や一部不記載（アスタリスク表示を含む。）することは認められていないことから、念のため申し添えます。

貴職においては、この旨を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知徹底するようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

総務省自治税務局市町村税課
担当 松本、前川、三好、齋藤
電話 03-5253-5669（直通）
E-mail y.maekawa@soumu.go.jp

マイナンバー生民税額通知書

自治体に届ける対応

直送本が会社に送る、従業員の住民税額通知書に従業員のマイナンバー（社会保険・被扶養者）を載せるかどうか、県内市町村の対応が分かれた。マイナンバーが実際には該当しないのに、県を通じて総務省が記載するという誤謬。漏洩すれば重大なプライバシー侵害につながる恐れがあり、国が指導と個人情報の管理の間で板挟みになつた。

国指導と情報管理で板挟み

個人住民税は、従業員の住む市町村から5月中に記載の「差送通知書」を会社に郵送する。それに基づき、会社が従業員の給与から天引きして納付する。総務省命令の改正で、今年度から会社に送るその通知書に、市町村が従業員のマイナンバーを載せりとされた。

総務省市町村部課は「市記載欄が新たに設けられた」と述べた。マイナンバーの記載欄は「生産税の徴収業務に大きな影響はない。市町村などでは、課配や被扶養などの漏洩について、トラブルの種を抱えることになる。自治体担当者は、「手間ひく」との押しつけが漏れる。

県市町村議会は、昨年夏に全63市町村から住民税の通知書を送った事業者が約6万4千社、従業員数にして約230万人。

町村U事業者が、従業員の正確なマイナンバー情報を共有するQ&Aで説明する。記載しなくても漏洩規定はないが、「ルールに従わなければ、漏洩してやらざるを得ない」と語る。

ひざに穴、マイナンバーの記載欄がなくて、生産税の徴収業務に大きな影響はない。市町村などでは、課配や被扶養などの漏洩について、トラブルの種を抱えることになる。自治体担当者は、「手間ひく」との押しつけが漏れる。

県市町村議会は、昨年夏に全63市町村から住民税の通知書を送った事業者が約6万4千社、従業員数にして約230万人。

図事業者向け住民税額通知書へのマイナンバー記載方法

マイナンバーの記載方法	対象自治体
金12ケタを掲載	(普通郵便)宮代町、松原町 (特急郵便)さいたま市、選田市、神川町 (簡易書留など)川口市、久喜市、幸手市、碧南町、美里町
一部を印字	19市町
空欄	27市町村 6市 1市

直送本は「従業員のマイナンバーを企業と市町村が共食する目的だけなら、一部の贈答で十分だ」とした。12カタ余裕を絞めるのは市町村で「国が命令で決めてこない限り」AIの回答が多かった。

一部しか載せない自治体の回答は、再三繰り返してくる国に異なって「当事者意識がない。漏洩事故が避けられないから、漏洩と言ふても、住民のプライバシーを守るためには早めに停はい」と不満なのが分かる。

誤配によるマイナンバー漏洩のリスクを回避するため、さいたま市は約8万2千件分を普通郵便から郵便物の印字欄に記載される特定記録は160円減くなり、約2千万円のコスト増が見込まれる。選田市は口号を防ぐ目的で、番号の下6カタを簡単には見えない繋ぎつけた。

普通郵便で送りと回答したのは宮代、横浜の2町。郵送方法について総務省は「各行政区町内の判断」としており、市町は「国から特段の指示はなく、普通郵便でも問題ない」と判断した。日本弁護士連合会が4月、画集の危険性を指摘し、マイナンバーの記載を認めながら求めた複数を出したが、

(金子編集)

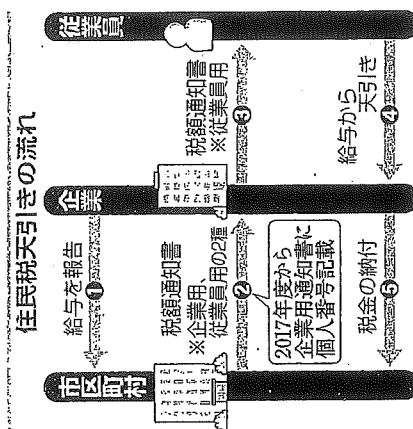


さじたま議会
〒380-8567 埼玉県北本市
TEL 048-882-7301
FAX 048-882-7302
mail: kita@kita-mitomo.com
北埼玉支局 〒300-0007 埼玉市浦和区
TEL 048-521-0111
FAX 048-524-0400
東埼玉支局 〒300-0008 埼玉市浦和区
TEL 048-955-3311
川口支局 〒330-0008 埼玉市川口市
TEL 048-256-2435
秩父支局 〒350-0008 埼玉市秩父市
TEL 048-222-3347
久喜支局 〒350-0008 埼玉市久喜市
TEL 048-241-1230

送見記載ハバニナイ

藤沢、厚木市など漏れいを悉今

企業送付の住民税額通知書



本人同意なく通知

マイナベーの運用を巡り、本日の真意の有無にかかるらず、自らが企業に聞く形で見て取れるのが印象的でした。市町村が事業者等に対する監視調査の運営で、政府が「不人の同様にならなくて問題なし」と示すようにも思えます。黒川内閣の監視調査は、監視する側が監視される側となるのです。一方、産経新聞は「個人作成監視の監視から始まっています」とし、「個人作成監視」の監視から監視の監視を見出しました。また、堀江は「自己監視せば監視の有り難いものがござるが、自己監視すればそれなりに監視されない」として、監視の監視の監視を防ぐことを主張していました。

の給付手当並非報酬に該當
ならむからだ。従業員
はいつこな。

通知書について、国が「〇番号記載する規則を定めた。」と記載し、税額控除を受けたいといふか十種類あるのが理由で、事例の事態になつてゐる。

総務省は自治体の立派な運営をしており、「記載を引き継ぎを求めて」と説明。番号が無くても住民税

M個人住民税の天引き 給与所得者が納める個人住民税は原則、企業が給与から天引きして本人に代わり自治体に納めている。「牌照収入」と呼ばれて、企業は毎年1月末までに前年の給与を自治体に報告。これを基に自治体は税額を計算して、企業側に通知する。

が複数の自治体に住む企業では、番号入りと無しの通知書が届くケースが出てくる。

カラーフォームへの住民税は原則、給与から天引きされる。自治体は、前年の給与を基に額を算出し、五月中旬に企業用と従業員用の税額通知書を送る。企業は六月から新たに税額で天引きをする。

総務省は一五年十月、地方税法施行規則を改正。一七年度から企業用通知書への番号記載を定めた。マイナンバーは国内に住む全ての人々に十二桁の番号を割り当て、複数の行政機関が個人情報を管理。総務省は記載により「正確な番号を企

しらべ、共同通信の取材では、ほかにも神奈川県横浜市、同県厚木市、同県葉山町、三重県鈴鹿市が記載見送りを決定。「対象を慎重に検討する」「認証のリスクを負極める必要がある」などといつてゐる。見送りはほかにもあらゆるから、大阪府によれば、二月末時点で府内四十二市町村に聞いた結果、番号の交付を記載する方向になったのは二十にじまつた。

2017年5月18日
東京新聞

2017年5月18日
東京新聞

蜀新樂

「王に従わぬを得なし」

い 国が「〇
の 勤を走めた
うだりが十
いつのが理由
うつらう。
自治体の文化を
うす「記載を古
てこ」ひ詔
無くてか性民税
は生民税の本旨
が複数の自治体には生む企業
では、看入りと無しの通
知書が届くケースが出てい
る。

サクコマへの性民税は
原則、総務から未回された
る。自治体が、前年の総務
を基に税額を算出、五月中
旬に行なう企業用の徴収用の
税額通知書を送る。企業は
六月から新たな税額で支
拂う。

しかし、共同通信の取材
では、ほかにも神奈川県横
浜市、同県厚木市、同県葉
山町、三重県龜山市が記載
見送りを決定。「文書を複
数に発行する」「課税のシ
スクを実現する必要があ
る」などといつら。見送
りはほかに伊勢原市から
れ、大阪府に於ける「1月
時点での府内四十二市町村た
だ開く」と結果、徴収の実行を

総務省は一五年十月、地方税法施行規則を改正。一七年度から企業用通知書への番号記載を止めた。アイナンバーは国内に住む全ての人に十二桁の番号を割り当てて複数の行政機関が個人情報を管理。総務省は記載に上り、「正確な番号を企

「國に従わざるを得ない」

**東京保険医協会実施
特別徴収税額通知書への個人番号記載に関する東京都内各区市町村アンケート**

区市町村	個人番号記載	郵送方法
千代田区	検討中	検討中
中央区	検討中	普通郵便
港区	記載予定	簡易書留
新宿区	回答しない	回答しない
文京区	検討中	未回答
台東区	検討中	普通郵便
墨田区	法令どおり	特定記録郵便
江東区	検討中	検討中
品川区	法令どおり	その他
目黒区	検討中	検討中
大田区	様式に基づき適切に対応	普通郵便
世田谷区	記載しない	—
渋谷区	検討中	検討中
中野区	記載しない	—
杉並区	その他(給与支払報告書に個人番号が記載された人のみ記載)	簡易書留
豊島区	検討中	普通郵便
北区	検討中	普通郵便
荒川区	検討中	検討中
板橋区	検討中	検討中
練馬区	記載する	簡易書留
足立区	記載しない	—
葛飾区	記載しない	—
江戸川区	その他	検討中
八王子市	記載する予定	普通郵便
立川市	記載しない	—
武蔵野市	記載しない予定	—
三鷹市	記載しない	普通郵便
青梅市	記載しない	—
府中市	記載しない	—
昭島市	一部のみ記載	普通郵便
調布市	記載しない	—
町田市	記載しない	—
小金井市	検討中	普通郵便
小平市	回答しない	回答しない
日野市	記載しない	—
東村山市	記載しない	—
国分寺市	記載しない	—
国立市	記載しない	—
福生市	検討中	検討中
狛江市	記載しない	—
東大和市	記載しない	—
清瀬市	検討中	検討中
東久留米市	記載しない	—
武蔵村山市	記載しない	—
多摩市	記載しない予定	—
稻城市	一部のみ記載	普通郵便
羽村市	検討中	普通郵便

区市町村	個人番号記載	郵送方法
あきる野市	記載しない	—
西東京市	一部のみ記載	普通郵便
瑞穂町	記載しない	—
日の出町	検討中	検討中
檜原村	検討中	簡易書留
奥多摩町	記載する予定	特定記録郵便
大島町	記載しない	—
利島村	検討中	検討中
新島村	一部のみ記載	普通郵便
神津島村	一部か全部を記載しない	普通郵便
三宅村	記載しない	—
御藏島村	記載する予定	検討中
八丈町	記載する	検討中
青ヶ島村	記載しない	—
小笠原村	記載する	普通郵便

アンケート実施要項

【実施日】

2017年1月下旬～2月中旬

【実施方法】

都内62自治体へ郵送により依頼。 郵送、FAXによる返信および電話での聞き取り

【結果】(2017年2月21日現在)

- 記載しない又は一部のみ記載(※):30件
- 記載する(予定・法令どおり含む):10件
- 検討中:18件
- その他:2件
- 回答しない:2件

※:一部のみ記載とは、一部をアスタリスクで抹消表示のこと

(注)郵送方法については、番号を「記載しない」自治体には回答を求めていない

	市町村	記載方法	郵送方法
1	さいたま市	全て番号を印字	特定記録
2	川越市	一部アスタリスク	普通郵便
3	旅谷市	全てアスタリスク	普通郵便
4	川口市	全て番号を印字	簡易書留
5	行田市	空欄	普通郵便
6	秩父市	一部アスタリスク	普通郵便
7	所沢市	全てアスタリスク	普通郵便
8	饭能市	全てアスタリスク	普通郵便
9	加須市	空欄	普通郵便
10	本庄市	空欄	普通郵便
11	東松山市	全てアスタリスク	普通郵便
12	春日部市	全てアスタリスク	普通郵便
13	深谷市	全てアスタリスク	普通郵便
14	羽生市	全てアスタリスク	普通郵便
15	鴻巣市	全てアスタリスク	普通郵便
16	深谷市	空欄	普通郵便
17	上尾市	全てアスタリスク	普通郵便
18	草加市	一部アスタリスク	普通郵便
19	越谷市	全てアスタリスク	普通郵便
20	蕨市※1	全てアスタリスク	普通郵便
21	戸田市	全てアスタリスク	普通郵便
22	入間市	全てアスタリスク	普通郵便
23	朝霞市	一部アスタリスク	普通郵便
24	志木市	個人番号欄を設けてない	普通郵便
25	和光市	全てアスタリスク	普通郵便
26	新座市	全てアスタリスク	普通郵便
27	桶川市	全てアスタリスク	普通郵便
28	久喜市	全て番号を印字	簡易書留
29	北本市	全てアスタリスク	普通郵便
30	八潮市	全てアスタリスク	普通郵便
31	富士見市	一部アスタリスク	普通郵便
32	三郷市	全てアスタリスク	普通郵便
33	蓮田市※2	全て番号を印字	特定記録
34	坂戸市	一部アスタリスク	普通郵便
35	幸手市	全て番号を印字	簡易書留
36	鶴ヶ島市	一部アスタリスク	普通郵便
37	日高市	一部アスタリスク	普通郵便
38	吉川市	全てアスタリスク	普通郵便
39	ふじみ野市	一部アスタリスク	普通郵便
40	白岡市	空欄	普通郵便
41	伊奈町	全てアスタリスク	普通郵便
42	三芳町	一部アスタリスク	普通郵便
43	毛呂山町	一部アスタリスク	普通郵便
44	越生町	一部アスタリスク	普通郵便
45	清川町	全てアスタリスク	普通郵便
46	嵐山町	一部アスタリスク	普通郵便
47	小川町	全てアスタリスク	普通郵便
48	川島町	一部アスタリスク	普通郵便
49	吉見町	全てアスタリスク	普通郵便
50	梅山町	一部アスタリスク	普通郵便
51	ときがわ町	一部アスタリスク	普通郵便
52	横瀬町	一部アスタリスク	普通郵便
53	皆野町	全て番号を印字	簡易書留
54	長瀬町	一部アスタリスク	普通郵便
55	小鹿野町	全てアスタリスク	普通郵便
56	東秩父村	全てアスタリスク	普通郵便
57	美里町	全て番号を印字	レター・パックライト
58	神川町	全て番号を印字	特定記録
59	上里町	全てアスタリスク	普通郵便
60	寄居町	全てアスタリスク	普通郵便
61	宮代町	全て番号を印字	普通郵便
62	杉戸町	一部アスタリスク	普通郵便
63	松伏町	全て番号を印字	普通郵便

※1 蕨市は会員からの情報提供による。

※2 蓼田市は個人番号を印字して下にヶを墨塗り。

「全て番号を印字」と回答した 10 自治体の郵送方法

郵送方法	対象自治体
普通郵便	宮代町、松伏町
特定記録郵便	さいたま市、蓮田市、桶川町
簡易書留	川口市、久喜市、幸手市、皆野町
レター・パックライト	美里町

※記載方法は郵送費用順に掲載。



[HOME](#) > [神奈川県保険医協会とは](#) > [特集・解説](#) > [特集「共通番号制を断る」](#) >
[調査結果]平成29年度住民税特別徴収税額通知書の取扱い等について(2017年5月、神奈川県下33市町村)

神奈川県保険医協会とは

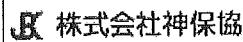
[調査結果]平成29年度住民税特別徴収税額通知書の取扱い等について(2017年5月、神奈川県下33市町村)

協会の概要

平成29年度住民税特別徴収税額通知書の取扱いについて(神奈川県下33市町村)

(2017年5月、神奈川県保険医協会調べ)*2017.12.13更新

市町村	マイナンバー記載の有無	送付方法	備考
横浜市	記載する	普通郵便	通知書の誤送付が発覚(2017.6.8記者発表資料)
川崎市	記載する	普通郵便	通知書の誤送付が発覚(2017.6.2報道発表資料) 2回目の通知書誤送付が発覚(2017.6.14報道発表資料)
相模原市	記載する	特定記録郵便	
横須賀市	記載する	普通郵便	
平塚市	記載する	普通郵便	
鎌倉市	記載しない	普通郵便	
藤沢市	記載しない	普通郵便	
小田原市	記載する	簡易書留	
茅ヶ崎市	記載する	普通郵便	
逗子市	記載する	簡易書留	通知書の誤送付が発覚(2017.6.6報道発表資料)
三浦市	記載する	普通郵便	
秦野市	記載する	簡易書留	
厚木市	記載しない	普通郵便	
大和市	記載する	普通郵便	通知書の誤送付が発覚(2017.6.5付)
伊勢原市	記載する	簡易書留	
海老名市	記載する	普通郵便	
座間市	記載する	普通郵便	通知書の誤送付が発覚(2017.6.16付)
南足柄市	記載する	普通郵便	
綾瀬市	記載する	簡易書留	通知書の誤送付が発覚(2017.6.8付)
葉山町	記載しない	普通郵便	協会陳情を趣旨了承 国へ意見書を提出(2017年3月14日付)
寒川町	記載する	普通郵便	
大磯町	記載する	普通郵便	通知書の誤送付が発覚(2017.6.12記者発表) 2回目の通知書誤送付が発覚(2017.8.3記者発表)
二宮町	記載する	普通郵便	
中井町	記載する	普通郵便	
大井町	記載する	簡易書留	
松田町	記載する	普通郵便	協会陳情を趣旨採択
山北町	記載する	普通郵便	
開成町	記載する	簡易書留	
箱根町	記載する	簡易書留	
真鶴町	記載する	普通郵便	
湯河原町	記載する	普通郵便	
愛川町	記載する	簡易書留	
清川村	記載する	普通郵便	協会陳情を趣旨採択



もどもと、「特別徴収税額通知書」は従業員の住民税にかかる記載がされる書類ですから、マイナンバーの記載の有無にかかわらず重要な「個人情報」であることは間違いません。普通郵便で送られてきた封筒の記載からはマイナンバーが記載されていることまで分からぬいため、マイナンバー記載については配慮がなされていないといえます。(図1)のような注意書きがあれば、受け取った担当者がより慎重に取り扱うことになります。本来ならば、「特別徴収税額通知書」にマイナンバーを記載する際には、普通郵便であったとしても(図1)のような注意書きを封筒に印刷して送るべきだったのではないかでしょうか。

一方、「特別徴収税額通知書」にマイナンバーを記載せずに送ってきた市町村でも個人番号欄の扱いは様々です。空欄だったり、12桁分*(アスター)が印字されてたり、下4桁のみ番号が印字されるとの8桁ば*「アスター」)がつたり。何にしても、これらに対する対応がされた「特別徴収税額通知書」は、マイナンバーを取り扱う上で必要な安全管理措置までは必要とならないため、給与事務のため従業員の住民税を処理する際には、例年通りの取り扱いをすればよいことになります。

給与所得者の今年の住民税を源泉徴収義務者へ通知する「特別徴収税額通知書」が5月15日以降くらいから、事業者の立ち回り始めています。総務省の方針では、この個人番号欄が抜けられた「特別徴収税額通知書」には、各市町村でマイナンバーを記載して通知するとしていましたが、実際に事業者に届けられた「特別徴収税額通知書」には、マイナンバーの記載のないものもかなりあり、市町村によって対応がわかれ結果となりました。

連載第61回で詳しく取り上げた「特別徴収税額通知書」ですが、市町村による対応のわかれかたや総務省の見解をみていくとともに、実際に市町村から送られてきたマイナンバーをどのように取扱は良いのかなど、現在確認できる状況をあらためて整理したいと思います。

特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載 市町村により対応わかれ

私が勤務するアクアウンディング・サービス・ジャパン株式会社は従業員50～60人の会社ですが、5月26日現在で29の市町村から「特別徴収税額通知書」が届いています。そのうち、従業員のマイナンバーが記載されたのは14の市町村、残りの15の市町村では従業員のマイナンバーは記載されていませんでした。

この「特別徴収税額通知書」にマイナンバーを記載するかどうかについては、すでにいくつかのメディアで市町村の対応が分かれている旨、報道されています。実際には、全国の市町村で同様の比半にならぬかは分かりませんが、総務省の指導によるとやはり多くの市町村でマイナンバーを記載しない対応がなされたものと思われます。

この「特別徴収税額通知書」へのマイナンバーの記載については、事前に事業者へ周知されることなく進められてしまふ。そのため、そこなどを考慮すると、マイナンバーを記載して送る市町村では、それなりの配慮がされなければなりません。が、マイナンバーを記載した書類を事業者に送付することに対してどの程度の配慮がされたのでしょうか。マイナンバーが記載された14の市町村のうち、普通郵便でおくられましたのが3件、「個人情報保護法」に基づいて「特別徴収税額通知書」を見るとマイナンバーが記載されていることは分かりません。マイナンバーが記載された市町村の残り11件は、レターパックを使用し、かつ、レターパックの表面に(図1)のような注意書きが目立つように入っていました。



(図1)マイナンバー入り「特別徴収税額通知書」レターパックの注意書き

マイナンバーを取り扱う現場への配慮がない総務省の言う「市町村と事業者が、従業員の正確なマイナンバー情報を共有する」とは、どういうことを意味するのでしょうか。事業者はマイナンバーに関する限りは、個人番号関係事務実施者として、従業員やその扶養親族などのマイナンバーを収集し、社会保障および税の分野でマイナンバーの記載が必要な書類にマイナンバーを記載して提出することが求められています。そのため、中小企業からマイナンバーの取り扱いについて委託を受ける税理士や社会保険労務士は、ガイドラインが示す安全管理措置などを講じたうえで、従業員からマイナンバーを収集し必要な書類にマイナンバーを記載して提出していました。すでに従業員などのマイナンバーを収集・管理しているこうした中小企業などは、今さら市町村から従業員のマイナンバーが送られてきて「共有」される状況など想定していませんし、給与事務で「特別徴収税額通知書」を使用して住民税の処理する際に本来必要のないマイナンバーが記載されていることは、紛失や漏れのリスクを増やすばかりで、何らメリットはありません。これらの中小企業につては、「共有」など必要ありませんし、むしろ迷惑でしかないということになります。

一方、何らかの事情があり、いまだ従業員などからマイナンバーを収集・管理でていない中小企業にとっては、安全管理制度は整っていないほか、マイナンバーが記載された書類がなんの前触れもなく送られてきて管理しなければならないことがあります。マイナンバーの紛失や漏洩に 対して対策を講じられていない状況のなか、マイナンバーを「共有」されてしまうリスクを負うのは中小企業であり、これもまた迷惑としか言いようがありません。総務省としては、こうした中小企業に対して、これを機にマイナンバーを収集・管理できる体制づくりを促す意図があるのかかもしれません。それならば中小企業が周到に準備できるようにあらかじめ「特別徴収税額通知書」へのマイナンバー記載について、早い時期から事業者に周知する必要があるのではないかと考えられます。

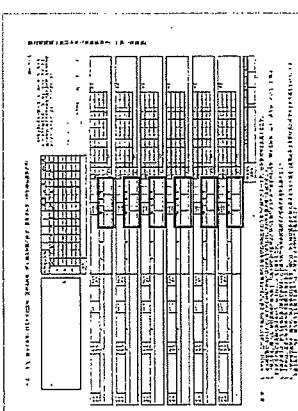
先にみたおり「特別徴収税額通知書」へマイナンバーを記載しなかった市町村のなかでは、その理由に「マイナンバー制度の周知不足」をあげている市町村もありました。今年の1月に事業者から市町村に提出された給与支払報告書に従業員やその扶養家族のマイナンバーが記載されたものが、どのくらいの割合であったのかというところについては公表されていません。黒鷲のところ、かなりの割合でマイナンバーが記載されていない給与支払報告書が提出されている状況があり、それを市町村は知つていて、きちんとそのことを考慮した市町村では「特別徴収税額通知書」へマイナンバーを記載しなかったのではないかと考えられます。

今必要なのは、総務省のいろいろなマイナンバーの「共有」ではなく、行政側からマイナンバーを提供できる状態にあるにこぎり、またこれからも求めていくのが、従業員などからマイナンバーを収集・管理することを求めてきたことや、またこれからも求めていくのが、マイナンバーの利用をめぐる運用方法の見直しではないでしょうか。

送られてきたマイナンバー その取り扱いはどうすれば良いか

「特別徴収税額通知書」へのマイナンバーの記載について、市町村で対応が分かれらるなり、事業者に送られてくる「特別徴収税額通知書」のすべてでマイナンバーが不記載ならば、特になんの対応も必要ありませんが、一部でもマイナンバーが記載されているれば、なんらかの対応が必要となります。

マイナンバーが記載されている場合は、(図2)の赤枠の部分にマイナンバーが記載されています。



(図2) 特別徴収税額通知書

さてマイナンバー管理の体制づくりをするよりは、じっくりとマイナンバー制度への理解を深めたりうえでマイナンバーを収集・管理できる体制づくりをしたほうが良いと考えます。したがって、マイナンバーを収集・管理できていない中小企業でも、すぐに個人番号欄を黒塗りするなどして、マイナンバーをみることなしに給与事務として住民税の処理を行えるようになります。

マイナンバーがわからぬよう黒塗りしておけば、「特別徴収税額通知書」を保管するうえでもマイナンバーを含む「特定個人情報」とはならぬため、これまで同様の保管方法で「個人情報」として管理できれば良いことになります。

これまでのところ、マイナンバーが記載された「特別徴収税額通知書」について誤配の報告はあるものの、幸いなことにマイナンバーの紛失や漏洩にいたずらが発生する事例などは報告されていないようです。とはいっても、あらかじめ周知されない状態で「官」からマイナンバーがやつてくる事態は、総務省がどのように言い訳しても納得がいくものではありません。来るこの時期にはねば、「特別徴収税額通知書」を送られてきます。来年はマイナンバーと一緒に扱わざるえない中小企業や市町村などの現場に配慮し、すべての市町村からマイナンバーが記載されない「特別徴収税額通知書」が送られてくるよう、総務省には要望したいと思います。

※本記事は現職時点の情報であり、最新のものとは異なる場合があります。予めご了承ください。

連載一覧	
第78回	マイナンバー制度はどこまで進んだのか
第77回	2017年度上半期 マイナンバー制度実現の六半ば特別徴収税額決定通知書
第76回	マイナンバー制度における「情報選択」の本格運用開始
第75回	2度目のマイナンバー配給・提出 年末調整時期を前に控えて
第74回	「税務行政の将来像(仮題)」から見えてくる電子政府の未来

目次ページへ



また、何らかの事情でこれまでマイナンバーを収集・管理している中小企業では、これを機にマイナンバーの収集・すぐ個人番号欄を黒塗りするなどして、マイナンバーをみることなしに給与事務として住民税の処理を行えるようになります。仮に、マイナンバーの提供を拒否している従業員がいる場合は、市町村から提供されたマイナンバーの利用について本人に利用目的など明示すれば、利用しても良いことされていますが、本人がその旨了解しない場合は、のちのトラブルになる可能性がありますので、その点も黒塗りするほうが良いと考えます。

また、何らかの事情でこれまでマイナンバーを収集・管理できていない中小企業では、これを機にマイナンバーの収集・管理を行うのであれば、従業員に利用目的を明示し安全管理措置も請じたうえで、送られてきたマイナンバーをそのまま管理することも考えられます。実際に従業員のマイナンバーの本人確認や扶養親族分を追加で収集しなければならないこと、すべての「特別徴収税額通知書」にマイナンバーが記載されているわけではないことなどを考えると、ここであわ

●通知書誤送付でマイナンバー情報漏えい 横浜市は8月1日、2017年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書について、計4事業者9人分に誤送付があり、通知書に記載されたマイナンバーが個人番号などの情報を漏えいしていった。事業者や市職員が課税データの連絡を受け取った事業者からの連絡で発覚した。通知書にはマイナンバー制度の個人番号のほか、住所、氏名、所得や税率などの課税情報が記載され

← 2017年6月9日
神奈川新聞

2017年6月15日
産経新聞

税通知書発送ミス マイナンバー漏洩

横浜市は、事務処理ミスで平成29年度の市民税・県民税通知書を誤って別の企業に発送し、マイナンバーなどの個人情報が漏洩したと発表した。市によると、5月15日に約15万社（約145万人）分と、同月29日に約1万3千社（約1万8千人分）について、マイナンバーや住所、氏名などが記載された市民税・県民税の特別徴収税額決定通知書を発送したが、通知書を受け取った事業所から「該当する社員がない」と市に連絡があり、発送ミスが発覚した。市が調査したところ、市の委託業者が、各企業の課税データを作成する際に、別の企業の番号を入力するなどして、3社（8人分）に本来送付すべきでない通知書が送られた。また、区役所職員が課税データ作成時に別の企業の番号を誤つて入力して処理し、1社（1人分）に誤送付した。いずれもダブルチェックが不十分だった。市は9人に対して、直接ないしは電話で謝罪するとともに、マイナンバーの変更手続きなどを説明したとしている。

●通知書誤送付でマイナンバー情報を漏えい 川崎市は2日、2017年度の個人市民税・県民税特別徴収税額決定通知書について、計7事業者8人分で誤送付があり、通知書に記載されたマイナンバー制度の個人番号などの情報漏えいが発生したと発表した。市によると、計6事業者7人分に関しては、職員が事業者と納税義務者を結びつける指定番号を打ち間違えた。1事業者1人に関しては、市の委託業者が通知書を別の納税義務者の封筒に誤つて封入し

← 2017年6月3日
神奈川新聞

9人の税通知書
川崎市が誤送付
合計17人に
川崎市は14日、9人の個人市民税・県民税の税額決定通知書を、本人の勤務先と異なる会社に誤送付したと発表した。すでに8人の誤送付が明らかになつており、誤送付されたのは計17人となつた。外部の委託業者が通知書を入れる封筒を間違えたのが原因。誤送付先の会社から「他社の社員の書類が届いた」と市に電話があり、ミスが判明した。誤送付された通知書はすべて回収した。通知書にはマイナンバーも記載されており、市は悪用防止のため職権で変更する方針という。【太田圭介】

← 2017年6月15日
毎日新聞

綾瀬市が19件
課税を誤処理
綾瀬市は8日、個人市民税・県民税の寄付金税額控除の適用漏れと、税額決定通知書の誤送付があったと発表した。控除漏れは17件（17人分）で、控除額は計33万2400円。寄付金税額控除の申告特例通知書を別に保管し、通知書を別に保管し、税額決定通知書を3件誤送付したと発表した。同通知書には住所、氏名、マイナンバー、課税額などが記載された。誤送付は2件（2人分）で、事業所ごとの給与支払報告書の中に別々の事業所の分が紛れ込んでいたほか、事業所の指定番号を記載するのを記載した。職員が謝罪し、マイナンバーの変更手続きなどを案内した。職員の入力ミスなどが原因。今後はチェック体制を強化することとしている。【渡辺明博】

← 2017年6月9日
毎日新聞

← 2017年6月13日
毎日新聞

大磯町が誤送付
税通知書3件を

大磯町は12日、個人市民税・県民税特別徴収税額決定通知書を3件誤送付したと発表した。同通知書には住所、氏名、マイナンバー、課税額などが記載された。誤送付は2件（2人分）で、事業所ごとの給与支払報告書の中に別々の事業所の分が紛れ込んでいたほか、事業所の指定番号を記載するのを記載した。職員が謝罪し、マイナンバーの変更手続きなどを案内した。職員の入力ミスなどが原因。今後はチェック体制を強化することとしている。【長真二】

「税額通知書」各地で相次ぐ誤送付

マイナンバー記載に不安

県内企業など

大阪・名古屋市「伏せ字」に

県内自治体書留使つ動きも

今春届いた税額通知書にマイナンバー制度の個人番号が記されていました」と、県内企業から戸惑いの声が上がっている。事務効率化などを理由に本年度から記載を求めた国の方針通りだが、通知書の誤送付が続出。県外では個人番号の漏えいにつながるとして、番号を伏せる自治体がある。県内でも送付方法を書留に変えたところがあり、対応に違いが出ている。

上田市のある会社は5月中旬、市・県民税の特別徴収税額通知書が届いた。従業員が開封すると従業員一人一人の氏名や税額に加え、マイナンバー制度の個人番号が書いてあるのかと違和感を覚えた。社長の男性は「厳重に管理すべき個人番号が簡単に見られる。記載の必要があるのか」と違和感を覚えた。知人を通じ市に確認すると、市は「国の指示に従つた」との返答だった。

国は本年度から、地方税法施行規則に基づく通知書に個人番号を記載するよう自治体に求めている。滋賀県市町村税課は「市町村と事業者が納税者情報を正確に共有し、事務効率化を進めねため」と説明。「正しき続き呼び掛ける」

上田市会社に届いた通知書に添付された文書。個人番号の取り扱いに注意を促している。

医師や歯科医師についての県
保険協会(長野市)は3月、

個人番号記載は「個人情報の自己コントロール権」を侵害し、事業者に負担を負わせるなどとして県内全市町村に記載中止を求める要請書を送付。5月3日、国に記載廃止を求める要請書を出した。

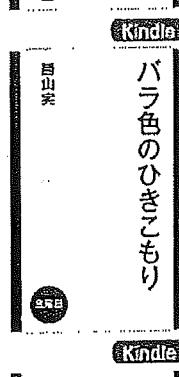
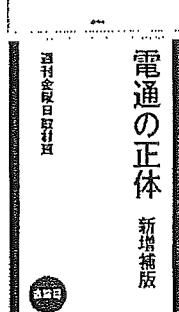
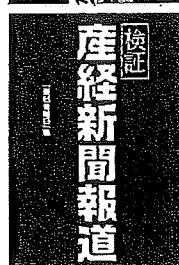
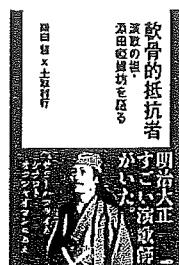
だが、5月以降、通知書の誤送付が相次いでいる。長野市では別の事業所の従業員3件発生。松本市では本来

の宛先とは異なる事業所に送った。全国でも千葉市、広島市、京都市などミスが起きたとして県内全市町村に記載中止を求める要請書を送付。5月3日、国に記載廃止を求める要請書を出した。長野市では、送付件数が多い大都市を中心に、情報漏えいへの市民や事業所の不安を踏まえ、番号を伏せる自治体がある。大阪市は全12桁のうち上8桁を、名古屋市と東京都ある。大阪市は全部を分からず世田谷区は全部を分からずようにした。名古屋市の担当

長野市、松本市、上田市などは郵送方法を簡易書留に変更した。ただ、従来通り普通郵便で送る自治体もあり、県内のある市は「書留は配達に時間がかかり、費用負担も大きい」と漏らす。

滋賀県は5月中旬、個人番号を記載しない自治体があるとして、「適切な対応」を呼び掛ける通知を出した。マイナンバー制度に詳しい水永誠二弁護士(東京)は「国は情報漏えいのリスクを自治体や事業所だけに負わせている」と指摘。「記載するリスクと責任、制度のメリットについてきちんと説明する必要がある」と話している。

書籍
書籍案内



住民税額通知書の誤送付相次ぐ——93自治体で個人番号漏洩

2017年8月4日5:36PM | カテゴリー: 政治 | admin

住民税を給料から天引き(特別徴収)している企業・団体へ市区町村が今年度送った税額決定・変更通知書のうち、少なくとも93自治体の計569人分が誤った宛先に届けられたことがわかった。すべて個人番号(マイナンバー)が記載されており、漏洩の危険が現実のものとなつた。

「共通番号いらないネット」のメンバーが、7月7日までの公表資料や報道をもとに集計した。該当する自治体は北海道から沖縄県まで広がるが、実際の件数はさらに多いとみられる。

原因では、自治体によるデータ入力のミスが目立つ。典型的なのは、企業の整理番号を間違えて無関係の従業員を結び付けたり、同姓同名の従業員や同じ名称の企業を取り違えたりしたケースだ。

また、A社とB社の分を逆に封入(徳島県藍住町)▽宛先不明で戻った通知書を再送付する際に企業を取り違えて封入(千葉県八千代市)▽他市から送られた課税資料が間違っていた(神奈川県大和市)という事例もあった。誤配達は8自治体で確認された。

簡易書留や特定記録郵便で送った札幌市や長野市など8自治体でも誤送付や誤配達が見られ、漏洩防止の切り札とはならなかつた。

高市早苗総務相(当時)は5月19日の記者会見で「マイナンバーの漏洩事案が発生した地方団体へは猛省を促したい」と発言。「主に事務処理の単純なミスなので注意を払えば防げる」と述べた。しかし、税額通知書への番号記載をめぐっては、漏洩や送付遅れを危惧して慎重な自治体に対し、総務省が「不記載は認められない」と圧力をかけ続けた経緯があり、責任転嫁の姿勢は自治体の反発を招きそうだ。

マイナンバー違憲訴訟・神奈川原告代表の宮崎俊郎さんは「人的ミスは必ず起きる。必然性がない個人番号の記載を『強制』しているがゆえの漏洩で、制度の問題だ」と国の対応を批判している。

(小石勝朗・ジャーナリスト、7月21日号)

個人番号（マイナンバー）を記載した住民税特別徴収税額決定通知書の誤送付・誤配達一覧
 (2017年10月31日時点で把握できた情報に基づき作成)

都道府県	自治体名	誤送付・誤配達人数	摘要
北海道	札幌市	3事業所	8人 誤送付 2事業所 5人、誤配達 1事業所 3人、簡易書留
北海道	帶広市	1事業所	2人 誤配達、簡易書留
北海道	芦別市	2事業所	9人 誤送付
北海道	江別市	1事業所	1人 誤送付
北海道	恵庭市	2事業所	45人 誤送付
北海道	奈井江町	1事業所	2人 誤送付
北海道	東神楽町	2事業所	30人 誤送付
青森県	むつ市	3事業所	4人 誤送付
青森県	つがる市	3事業所	35人 誤送付
青森県	平川市	1事業所	2人 誤送付
青森県	おいらせ町	1事業所	1人 誤送付
岩手県	盛岡市	1事業所	3人 誤送付
宮城県	石巻市	10事業所	26人 誤送付、簡易書留
宮城県	登米市	4事業所	38人 誤送付
宮城県	栗原市	1事業所	2人 誤送付
宮城県	大崎市	3事業所	3人 誤送付
福島県	郡山市	6事業所	30人 誤送付 4事業所 11人、誤配達 2事業所 19人
福島県	三春町	2事業所	2人 誤送付
茨城県	龍ヶ崎市	1事業所	1人 誤送付
茨城県	下妻市	1事業所	1人 誤送付
茨城県	取手市	1事業所	1人 誤送付
茨城県	那珂市	4事業所	5人 誤送付
茨城県	桜川市	1事業所	1人 誤送付
茨城県	神栖市	1事業所	1人 誤送付
栃木県	宇都宮市	3事業所	5人 誤送付 2事業所 2人、誤配達 1事業所 3人
栃木県	栃木市	2事業所	4人 誤送付
栃木県	鹿沼市	1事業所	1人 誤送付
栃木県	那須塩原市	1事業所	1人 誤送付
栃木県	さくら市	4事業所	4人 誤送付
埼玉県	川口市	2事業所	7人 誤送付
千葉県	千葉市	6事業所	11人 誤送付
千葉県	柏市	2事業所	2人 誤送付 1事業所1人、誤配達 1事業所1人、簡易書留
千葉県	八千代市	3事業所	3人 誤送付
千葉県	大網白里市	1事業所	3人 誤送付
東京都	杉並区	1事業所	1人 誤送付
神奈川県	横浜市	4事業所	9人 誤送付
神奈川県	川崎市	8事業所	17人 誤送付
神奈川県	逗子市	2事業所	2人 誤送付
神奈川県	大和市	4事業所	4人 誤送付
神奈川県	座間市	16事業所	20人 誤送付
神奈川県	綾瀬市	2事業所	2人 誤送付
神奈川県	大磯町	4事業所	5人 誤送付
新潟県	三条市	1事業所	3人 誤送付
新潟県	佐渡市	1事業所	2人 誤配達
石川県	金沢市	3事業所	9人 誤送付 1回目 1事業所3人、2回目 2事業所6人
石川県	小松市	2事業所	5人 誤送付 1事業所 4人、誤配達 1事業所 1人
石川県	輪島市	1事業所	1人 誤送付
石川県	加賀市	1事業所	6人 誤送付
石川県	羽咋市	1事業所	6人 誤送付
石川県	白山市	2事業所	3人 誤送付
石川県	能美市	1事業所	1人 誤送付
石川県	野々市市	4事業所	6人 誤送付
石川県	津幡町	2事業所	2人 誤送付
石川県	穴水町	2事業所	8人 誤送付
長野県	長野市	3事業所	3人 誤送付、簡易書留
長野県	松本市	2事業所	14人 誤送付、簡易書留
長野県	安曇野市	2事業所	4人 誤送付、番号欄のない納稅義務者用通知書1事業所3人除く
静岡県	静岡市	1事業所	1人 誤送付

個人番号（マイナンバー）を記載した住民税特別徴収税額決定通知書の誤送付・誤配達一覧

(2017年10月31日時点で把握できた情報に基づき作成)

都道府県	自治体名	誤送付・誤配達人数	摘要
愛知県	岡崎市	4事業所	6人 誤送付
愛知県	刈谷市	1事業所	1人 誤送付
愛知県	大府市	1事業所	1人 誤送付
愛知県	知立市	1事業所	1人 誤送付
三重県	名張市	3事業所	3人 誤送付
三重県	木曽岬町	1事業所	1人 誤送付
三重県	南伊勢町	1事業所	1人 誤送付
滋賀県	大津市	2事業所	4人 誤送付、国の公表基準を把握せず一度公表を見送っていた
京都府	京都市	4事業所	5人 誤送付
京都府	宮津市	4事業所	9人 誤送付
京都府	向日市	3事業所	5人 誤送付、特定記録郵便
京都府	京田辺市	2事業所	2人 誤送付、簡易書留
京都府	木津川市	1事業所	7人 誤送付、簡易書留
大阪府	枚方市	2事業所	2人 誤送付 1事業所 1人、誤配達 1事業所 1人
兵庫県	神戸市	5事業所	5人 誤送付
兵庫県	姫路市	3事業所	3人 誤送付
兵庫県	尼崎市	2事業所	2人 誤送付
兵庫県	伊丹市	11事業所	19人 誤送付
兵庫県	猪名川町	1事業所	1人 誤送付
広島県	広島市	2事業所	5人 誤送付
徳島県	徳島市	3事業所	5人 誤送付
徳島県	阿波市	2事業所	2人 誤送付、1人はeLTAXによる給与支払報告書からの取込誤り
徳島県	美馬市	5事業所	5人 誤送付
徳島県	三好市	1事業所	1人 誤送付
徳島県	松茂町	4事業所	12人 誤送付 3事業所10人、誤配達 1事業所2人
徳島県	藍住町	3事業所	4人 誤送付
福岡県	北九州市	2事業所	2人 誤送付
福岡県	福岡市	9事業所	21人 誤送付 8事業所10人、誤配達 1事業所11人
福岡県	久留米市	12事業所	13人 誤送付
福岡県	大野城市	6事業所	7人 誤送付
福岡県	太宰府市	3事業所	8人 誤送付
福岡県	志免町	1事業所	2人 誤送付
福岡県	岡垣町	1事業所	2人 誤送付
熊本県	菊池市	1事業所	1人 誤送付
大分県	臼杵市	1事業所	1人 誤送付
大分県	宇佐市	1事業所	1人 誤送付、簡易書留など
大分県	豊後大野市	1事業所	1人 誤送付
大分県	玖珠町	1事業所	1人 誤送付
宮崎県	都城市	1事業所	11人 誤送付
宮崎県	小林市	9事業所	59人 誤送付
宮崎県	西都市	1事業所	1人 誤送付
宮崎県	えびの市	1事業所	1人 誤送付
宮崎県	高鍋町	1事業所	2人 誤送付、公表しなかった（県議会の質疑で判明）
宮崎県	新富町	1事業所	1人 誤送付
宮崎県	木城町	1事業所	1人 誤配達、公表しなかった（県議会の質疑で判明）
沖縄県	宮古島市	2事業所	12人 誤送付
28都道府県（1都1道2府24県）	104自治体（85市1区18町）	279事業所	688人 誤送付 83市1区17町 267事業所 642人 誤配達 9市 2町 12事業所 46人

*誤って集計した茨城県（那珂市の4事業所5人の誤り）及びかすみがうら市（2016年度の誤送付4事業所6人）は削除しました。

住民税特別徴収に関する特定個人情報の漏洩・紛失事例一覧

(2017年10月31日時点で把握できた情報に基づき作成)

都道府県	自治体名	情報漏洩・紛失人数	摘要
千葉県	習志野市	1事業所	1人 個人番号の上4桁を記載した市県民税通知書データのCD-R誤送付
滋賀県	彦根市	1事業所	1人 給与所得者異動届出書の受付後の控え（個人番号記載）を誤送付
大阪府	大阪市		159人 事業主・扶養親族等の個人番号159人分含む給与支払報告書紛失
熊本県	菊池市		6人 給与支払報告書を作業中に誤って廃棄
宮崎県	新富町		1人 職員1人分の給与支払報告書を異なる自治体へ誤送付
		2事業所	168人

平成29年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について(概要)

個人情報保護委員会
平成29年10月

I 個人情報保護法に関する事務

○改正個人情報保護法の円滑な施行に向けた取組

- ・医療関連分野ガイドンスの公表
- ・認定個人情報保護団体の認定等に関する指針の公表
- ・オプトアウト手続の届出受付
- ・改正法の周知・広報のための講演への講師派遣

○改正個人情報保護法に基づく一元的な監督等

- ・個人情報保護法に関する相談受付
- ・個人データの漏えい等事案の報告受付、指導等の実施
- ・ペーパルデータの適正かつ効果的な活用

14,309件

個人情報保護法
相談タイヤル受付
件数

290件

個人データの漏
えい等事案の報
告の受付件数

25件

個人データの適正
かつ効果的な活用

II マイナンバー法に関する事務

- ・マイナンバー苦情あつせん相談窓口における相談受付
- ・特定個人情報の漏えい事案等の報告受付、指導等の実施
- ・マイナンバー法に基づく立入検査等の実施

552件

(うち重大な事態3件)

特定個人情報の
漏えい事案等の
報告の受付件数

8件

(行政機関団体3件、
民間事業者2件)

立入検査

137件

指導・助言

- ・個人情報保護法を分かりやすく解説したハンドブック(子ども向け・中小企業向け等)を作成し、ウェブサイトに掲載
- ・検査等で把握した事例を基に、各機関においてマイナンバーを適正に取り扱うための参考資料をウェブサイトに掲載

IV 広報・啓発

- ・個人情報保護法を分かりやすく解説したハンドブック(子ども向け・中小企業向け等)を作成し、ウェブサイトに掲載
- ・検査等で把握した事例を基に、各機関においてマイナンバーを適正に取り扱うための参考資料をウェブサイトに掲載

III 国際協力

○個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通を円滑化するための環境整備に向けた取組

- ・データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議の正式メンバーとして個人情報保護委員会が承認されるとともに、関係機関との協力関係を積極的に構築

米国：APEC越境プライバールール(CBPR)システム(企業に対してAPEC基準を認証する仕組み)の促進に向けた協力関係を構築

EU：日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築を視野に来年の早い時期を目標に手続きを進めることと一致(内閣総理大臣と欧洲委員会委員長による共同宣言を発出)

英国：EU離脱後も相互の円滑な個人データ移転が確保されるよう、対話と協力関係の構築に努めることで一致

特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号記載に関する意見書
地方税法施行規則の改正を求める意見書

特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号記載に関する意見書
地方税法施行規則の改正を求める意見書

平成27年10月29日付け総務省令第91号で地方税法施行規則の改正により「給与所得等に係る市町村民税・都道府県税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）（様式第3号）」（以下「通知書」という。）に納稅義務者の個人番号（マイナンバー）を記載する欄が設けられた。

特別徴収義務者には、マイナンバーの記載が法で義務づけられ、自治体に送付される給与支払い報告書に記載されている。自治体は、それを見て自治体保有のマイナンバーの正確を確認するだけでなく、自治体が通知書に再度掲載することと、漏えいや誤記載のリスクを高めることになる。

また、本年度は、通知書の取り扱いにおいて、個人情報の管理の観点から、マイナンバーの記載をしないでの通知やアスタリスクによる一部処理を経ての通知、郵送方法も普通郵便や簡易書留など、自治体の対応も様々であった。よって、国においては、個人の「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保護するためにも、地方税法施行規則を改正し、通知書の様式からマイナンバー記載欄をなくすことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年7月3日

衆議院議長 大島理森 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様
総務大臣 高市早苗 様

京都府木津川市議会議長 高味孝之

平成27年10月29日付け総務省令第91号での地方税法施行規則の改正で、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に納稅義務者の個人番号（マイナンバー）を記載する欄が設けられたことに伴い、本年度より市区町村において特別徴収義務者が納稅する事業者に対して通知された個人市民税・府民税特別徴収税額決定通知書（通知書）の取り扱いに自治体間で違いが生じた。特定個人情報保護の観点から相当数の市区町村で、マイナンバーの記載をしない、あるいはアスターiskによる一部記載など様々な対応がなされた。また通知書の郵送方法も普通郵便や特定記録郵便、簡易書留など様々であったようである。

マイナンバーは特別徴収義務者が市区町村に送付する給与支払報告書に記載されている。市区町村はそれを見て自らが保有するマイナンバーと正誤を確認するだけによく、徴収事務の執行上は、通知書に市区町村が再度記載しなければならない特段の必要性はない。一方で「規則」に定められた様式にマイナンバー記載欄があるからとして、自治体がマイナンバーを記載した通知書を送付することは、誤記載や誤送付の漏えいリスクを高めることになる。事実、全国的に誤記載や誤送付の発覚報道が続いていることになり、危惧されていたマイナンバーの漏えいが起こり、その都度市区町村が陳謝している状況にある。

また本市をはじめ多くの市区町村において、こうした事故に起因する特定個人情報の漏えいを防ぐため、通知書の送付にあたっては二重三重の点検体制を取り、特定記録郵便や簡易書留での郵送をおこなった。市区町村は、これら事務量の増加や上乗せされる郵送費などの財政負担を強いられている。

また個人番号が記載された通知書を送付された事業者（特別徴収義務者）においても、特定個人情報として厳重な管理義務が課されるため、余分な負担を強いられている。
そこで、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保護するために地方税法施行規則を改正し、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の書式からマイナンバー記載欄をなくすことをここに強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

京都府向日市議会

「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収
税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の個人番
号欄の削除等を求める意見書

平成 27 年 10 月 29 日付総務省令第 91 号の地方税法施行規則の改正により、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)(以下「特徴通知」という。)」に、納稅義務者のマイナンバー(個人番号)記載欄が設けられた。

この改正は、本年度の特徴通知から適用されているが、市町村によっては、個人情報漏洩の防止の観点から、特徴通知にマイナンバーの全部または一部を記載しないなどの措置を取っている。総務省は、法令順守すなわち、特徴通知へのマイナンバーの全部記載を自治体に求めているが、市町村の賦課徴収業務において、マイナンバーの記載は、錯誤の防止や業務の効率化につながるものではなく、むしろ誤配による漏えいのリスクを抱える結果となっている。

市町村の中には、誤配を防止するため、これまで普通郵便で事業所(特別徴収義務者)に送付していた特徴通知を、特定記録郵便に切り替える等の対応をしているところであるが、郵送料が上乗せされる財政的負担に加え、送付前の二重三重の点検作業は、市町村に無用な負担を強いるものである。

さらに、特徴通知を送付された事業所にしても、マイナンバーの厳重な管理義務を課せられており、事業所の規模や組織体制によっては過重な負担となる。

よって、二宮町議会は、マイナンバーを厳重に取り扱うことを求め、地方税法施行規則を改正し、特徴通知の書式からマイナンバー記載欄を削除することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 8 日

提出先 内閣総理大臣 安倍晋三 総務大臣 野田聖子

神奈川県中郡二宮町議会議長 二見泰弘

国は、特別徴収義務者と市町村との間で正確な個人番号を共有することで、公平・公正な課税や事務の効率化を図るため、平成 27 年 10 月に地方税法施行規則を改正し、「給与所得等に係る市町村民税(特別徴収義務者用)」に特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に納稅義務者の個人番号を記載する欄を設け、平成 29 年度の住民税に係る通知から適用を開始した。

しかしながら、特別徴収義務者である事業者にとって実務上納稅義務者の個人番号は必要なく、徴収事務の執行上は特別徴収税額の決定・変更通知書に個人番号を記載する手段の理由はない。かえつて市町村が個人番号を記載した通知書を送付することで個人情報漏洩の可能性が高まる。個人番号が記載された通知書を送付された事業者は、特定個人情報として厳重な管理義務が課されるため、過重な負担を強いられることになる。

よって、国においては、地方税法施行規則を改正し、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」から個人番号欄を削除とともに、同規則が改正されるまでの間、同通知書に個人番号を記載しない取扱いとすることを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 15 日

提出先 内閣総理大臣、総務大臣

葉山町議会

平成 30 年度税制改正に関する建議書

(抜粋)

べきである。

(2) マイナボーダルと e-Tax・eLTAX の連携等

マイナボーダルにおいて e-Tax・eLTAX のメッセージを表示させる、国税及び地方税当局に提出された本人に関する法定資料をマイナボーダルで確認・取得できるようになることなど、e-Tax・eLTAX との連携を進めるべきである。

また、e-Tax・eLTAX の受付時間は、土日を含め 24 時間の送受信対応とするべきである。さらに、将来的にはすべての申告、申請、諸届等について電子化すべきであるところ、相続税申告、準確定申告など、申告件数が多いにもかかわらず、まだ電子化されていない手続については、早急な対応が求められる。

なお、e-Tax・eLTAX のシステム障害等が発生した場合の対応として、国税については、平成 29 年度税制改正において国税通則法施行令第 3 条が改正され、期限の延長が明記されたが、地方税においては未対応である。地方税においても、地方税法第 20 条の 5 の 2 が規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当することを早急に明記すべきである。



24. 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）への個人番号記載を見直すこと。

住民税に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）については、平成 29 年度以後の年度分から従業員等の個人番号が記載されることとなるが、事業者にとっては、安全管理措置の対象となる書類が増え、郵送による個人番号の漏えい等のリスクも増える。したがって、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）への個人番号の記載については、記載を要しない取扱いとすべきである。

25. 財産債務調査の提出期限等を見直すこと。

財産債務調査書の提出期限は所得税の確定申告期限と同一であり、その提出義務の有無は、所得金額（2,000 万円超）及び資産価額（原則 3 億円以上）で判断される。すなわち、所得税の確定申告により所得基準に該当しているが、事業者にとっては、資産基準の該当性を確認することになるが、所得税の確定申告期限までの間に、保有財産の種類、数量及び価額を正確に算出し記載することは、必ずしも容易でない場合がある。また、所得税及び相続税の課税の適正性を確保するこどを目的とする本制度の趣旨からいえば、正確な調査書の作成が求められる。このような事情を勘案すると、財産債務調査の提出期限は、6 月末以降とすべきである。

また、本制度の趣旨及び提出状況を踏まえ、実務への負担にも配慮した上で、資産基準の引き上げ等を検討すべきである。

なお、「事前通知」及び「調査終了の際の手続」について国外送金等調整書法に国税通則法の準用規定を設けるとともに、調査手続に関する通達あるいは FAQ を具体的に示すべきである。

日本税理士会連合会

平成 29 年 6 月 22 日

26. 財務大臣が税理士等を懲戒処分した場合の官報公告には、具体的な処分理由を明示すること。

財務大臣が税理士の懲戒処分又は税理士法への処分を行ったときは、税理士法第 48 条の規定に基づき、その旨を官報にて公報することとなっている。しかし、現行の規定では、「税理士等をした場合の懲戒」（税理士法第 45 条）と「一般の懲戒」（同第 46 条）の区分のみが

2017年9月19日

一般社団法人 日本経済団体連合会

はじめに

- ・わが国ではGDP600兆円経済に向けてデフレ脱却、経済再生に取り組む必要。「未来投資戦略2017」で掲げられたSociety5.0を確実に実現
- ・平成30年度税制改正では、Society 5.0の実現に向けた取組みを加速させるとともにビジネス環境を改善
- ・景気の腰折れを防ぎ、消費を喚起する観点から、土地・住宅に係る法人・個人の税負担を増加させない措置の延長等が不可欠
- ・国際課税については、引き続きわが国企業の競争力強化、円滑なグローバル事業展開に資する制度を構築
- ・企業の近年のコンプライアンス・コスト増加を踏まえ、今後の税制改革は働き方改革と企業の生産性向上の視点も踏まえ実行
- ・社会保障制度と財政の持続可能性を確保する観点から、消費税を予定通り10%へ引き上げ
- ・経済界としても民主導のイノベーションを通じて経済の好循環に引き続き貢献

平成30年度税制改正に関する提言

1. 未来投資戦略2017に関連する税制措置の整備

- ・法人実効税率：実質的な税負担の軽減を伴うかたちで、引き続きOECD諸国平均・アジア近隣諸国並みの25%程度を目指す
- ・研究開発税制：総額型の堅持、サービス開発やオープン・イノベーション型の使い勝手改善含め、制度全体を維持・拡充

(1) 事業再編の円滑化

- ・スピンドル税制に関する適格要件の緩和、産業競争力強化法の見直しに伴う税制措置の新設・延長（事業の組み換えを行った場合の譲渡益に対する課税の繰り延べ、登録免許税特例の延長）、株式M&A時の株主における譲渡損益に対する課税の繰り延べ措置の検討

(2) データの高度活用を促す税制措置の整備

- ・データの高度活用により競争力の強化を図るとともに、セキュリティ確保に向けた取組みを進める観点から、関連資産（センター、工作機械、サーバ、ソフトウェア等）の取得、関連役務（セキュリティ対策サービスやデータ分析サービス等）の購入を行った場合、税制上のインセンティブ

(3) 行政手続の簡素化・IT化

- ・電子化の対象となる書類の受入ファイル形式の柔軟化。申告書・添付書類は真に提出が必要なもの以外は保存義務化。提出する書類の電子化は、納税者の事務負担軽減に資するものを中心として進める。納税者の準備期間を踏まえた合理的な施行時期。一度の手続きで全地方団体に対して電子納税可能な共通電子納税システムの導入。e-Tax、eLTAXの利便性向上策（電子署名の簡素化、サーバの強化等）は一部前倒しを含め、確実に実施

(4) 人材育成等

- ・所得拡大促進税制を延長する場合、教育訓練費も対象に含め、幅広い人材投資への支援という観点から改組することも一案

2. 土地・住宅税制

(1) 土地に係る固定資産税の負担軽減：商業地等に係る固定資産税の据置特例および条例減額制度の延長。更なる税負担軽減策の検討

(2) 新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長

- (3) 特例措置の延長等（土地及び住宅用建物に係る不動産取得税の税率の特例、宅地評価土地に係る不動産取得税の課税標準の特例、住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例、居住用財産の買換え・譲渡に伴う特例、長期優良住宅及び認定低炭素住宅に係る特例等）

3. 法人課税の諸課題

(1) 地方法人課税改革

- ・償却資産に係る固定資産税の抜本的見直し
- ・地方法人所得課税は国税に一本化し、段階的に引下げ
- ・電気・ガス供給業における収入金課税の見直し

(2) 収益認識基準の開発に伴う税制上の対応

- ・長期割賦販売、返品調整引当金等に関し必要な措置
- ・印紙税の一層の負担軽減
- ・少なくとも工事請負契約書、不動産譲渡契約書の特例を延長・拡充

(4) 原子力発電施設解体準備金の見直し

- (5) 特例措置の維持・存続・延長・拡充（海外投資等損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金、国際船舶に係る特例、国内線就航機に係る特例、倉庫等に係る特例、国家戦略特区等に係る特例ほか）

- (6) その他 投資法人に係る税制措置の整備、原料用途免税の本則非課税化、留保金課税の見直し

4. 国際課税の諸課題

(1) 外国子会社合算税制の見直し

- ・外国関係会社で発生するキャピタル・ゲインに対する課税の見直し
- ・部分合算が免除されるグループ・ファイナンスの範囲の明確化
- ・コンセンサス事業者が行う著作権事業に係る事業基準の見直し
- ・外国金融子会社等に対する手当
- ・非関連者介在取引の明確化

(2) BEPS勧告の国内法制化に関する課題

- ・利子控除制限：拙速な議論は避け、固定比率、制限対象利子、EBITDA、施行時期・移行措置に拘泥し、極めて慎重な検討
- ・所得相応性基準：後知恵課税の懸念があり導入の可否も含め検討
- (3) 租税条約ネットワークの充実
- ・PEの範囲及び帰属利得に関する解釈・執行の国際的調和
- ・新興国・資源国を中心に引き続き締結・改訂を推進
- ・源泉税減免規定、対応的調整規定、仲裁規定の導入

5. 環境・エネルギー関係諸税

- ・地球温暖化対策税は廃止を含め抜本的に見直し／炭素税の導入による明示的カーボン・プライシングの強化は反対
- ・森林吸収源対策は平成29年度与党税制改正大綱に則り国民一人一人に等しく負担を求める個人住民税均等割の枠組みを活用
- ・省エネ・再エネ投資を支援する税制措置の整備（グリーン投資減税の改組）、その際、高電圧直流装置等を対象資産に加えることを検討
- ・バイオETBE配合ガソリンに係るエタノール相当分の揮発油税・地方揮発油税免税制度の延長、石油関係諸税の負担軽減、軽油取扱税免税措置の維持・存続

6. 自動車関係諸税

- ・自動車税の税率引下げ
- ・自動車重量税の「当分の間税率」の廃止
- ・中長期的には、負担軽減に加え納税者にとって分かりやすくなるよう簡素化

8. 年金税制

- ・退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止
- ・確定拠出年金の拡充（拠出限度額引き上げ、中途引出要件の緩和）

9. 個人所得課税等

- ・NISA（つみたてNISA含む）、ジュニアNISAの恒久化・利便性向上
- ・金融所得課税のさらなる一元化の検討
- ・生命保険料控除制度の拡充、上場株式等の相続税評価額等の見直し
- ・高齢者が有する資金等の若年層への移管を促す税制措置の検討

7. 消費税

- ・仕入税額控除に係る95%ルールの復活
- ・福祉車両や損害保険料など非課税取引への配慮
- ・外国証券等の譲渡に係る消費税の内外判定基準の明確化

陳情書

た。この他、県内では5市1町(川崎市、逗子市、大和市、座間市、綾瀬市、大磯町)で誤送付・漏えいが発覚しています。
こうした事態を受け、当会は改めて特徴通知へのマイナンバー記載に関する問題点や危険性などを以下に指摘するとともに、来年度の取り扱いについて再検討をお願いするものであります。

横浜市議長
松本 研 殿

平成29年11月15日

【陳情者】

横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TS プラザビルディング 2階

神奈川県保険医協会
理事長 森 壽生

【件名】

平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情

【陳情項目】

- 平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に、納税者（従業員）のマイナンバーを記載しないこと。
- 上記通知書にマイナンバーの記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める旨の意見書を国に提出すること。

【陳情の理由・経緯等】

平成27年10月29日付け総務省令第91号での地方税法施行規則の改正により、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）（以下：「特徴通知」）に納税者の個人番号、いわゆる「マイナンバー」を記載する欄が設けられました。

特徴通知へのマイナンバー記載は、漏えいの危険性をはじめ問題や懸念が多く、当会は本年2月、貴市会をはじめ県下33市町村議会に記載中止などを求めれる陳情を提出しました。同様の声は、日本弁護士会など多くの団体・國民からも上がり、少なくない自治体が国に対し総務省令の撤回などを求める意見書を提出しました。

この声もむなしく、5月には多くの自治体が特徴通知に納税者（従業員）のマイナンバーを記載し、事業者に交付しました。その結果、全国で104自治体が278事業所に誤送付し、687人分のマイナンバーが漏えいするという事態が発生しています。貴市におかれましても、4事業所9名分の誤送付が発生したことの報告がありまし

1) 総務省見解の取扱

総務省は特徴通知へのマイナンバー記載の理由として「事業者と市町村の間で正確なマイナンバーを共有することで、公平・公正な課税や事務の効率化につながることが期待される」との見解を示しています。

しかし、給与所得者の所得は原則として源泉徴収されているため、遺漏などが発生する可能性は極めて低く、「クロヨン」の造語が示す通り、すでに公平・公正な課税が実現しています。よって給与所得者においては、マイナンバーの共有が以上に公正な課税につながるという理屈は成立しません。また、我々開業保険医をはじめ中小規模の事業者は、マイナンバー制度が始まる以前から源泉徴収票や給与支払報告書で正確な所得申告を行い、公平・公正な税制に努めてきましたことを理解いただきたいと思います。

事務の効率化については、マイナンバーによる情報連携を実施する市町村など（個人番号利用事務実施者）にのみ当てはまるものです。事業者（個人番号関係事務実施者）は従業員の住民税の給与引きにマイナンバーを必要としていません。よって、マイナンバーの共有による事務の効率化という理屈は、事業者には当てはまりません。このように、総務省の見解は具体性を欠き、不誠実で敷謫的だと言わざるを得ません。

2) 事業者は過重な負担

番号法は事業者に対してマイナンバーの安全管理措置を講じなければならぬとし、万一、マイナンバーなどの情報漏えいを行った場合は「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第67条）などと定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。

一方、我々開業保険医にとつては、中小規模の事業者の皆様と同じく、マイナンバー制度の運用において、従業員等からの個人番号収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な取扱いガイドラインを順守することも経費や実務の負担などから実施が極めて難しい状況です。また前述の通り、事務の効率化などメリットは皆無で、多くの中小事業者はマイナンバー実務を「やりたくない」というのが本音です。特徴通知による無用なマイナンバーの送付は、事業者に更なる負担を押し付けるばかりか、漏えい・流出の危険性を増大させることに繋がります。

3) プライバシー権の侵害

個人情報保護委員会の年次報告書では、平成28年度に起きたマイナンバーを含む個人情報の漏えいや紛失は165件と、2日に1件の割合で起きていることが報告されています。また、同委員会が11月1日に発表した2017年度上半期のマイナンバー漏洩は273件と、前年をはるかに上回るベースで発生しています。この他、制度開始当初からシステム障害が頻発するなど、安全性・安定性を欠いていることは周知のことと思われます。漏えい・流出といった国民の懸念は払拭されておらず、昨年の年末調整の際にマイナンバーの提供を拒否した従業員も少なくあります。

そうした状況にも関わらず、貴市はマイナンバーの提供を拒否した（給与支払報告書にマイナンバーを記載しなかった）従業員のマイナンバーも特徴通知に記載し、事業者に送付しました。納税者たる従業員の意思・意向と関係なく市町村が勤務先（事業者）にマイナンバーを知らせることは、当該従業員のプライバシー権を著しく逸脱する行為と言わざるを得ません。

4) 漏えい・流出の危機感の希薄

マイナンバー制度の運営について、関係省庁では最小限の記載・提供・収集とすることが主流となっています。

税務分野では、平成28年3月31日に公布された「所得稅法等の一部を改正する法律」により、マイナンバーの記載を必要とする關係書類が大幅に削減されました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人（被保険者）や事業者を介さず、生基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを取得する方法を推奨しています。これらは、マイナンバーが人目に触れる機会を物理的に少なくするという、漏えい・流出対策として妥当な対応だと思います。

特徴通知へのマイナンバー記載は潮流に逆行した取り扱いであり、漏えい・流出の危機感が希薄だと言わざるを得ません。普通郵便で送付するなどもっての外です。神奈川県内では貴市をはじめ、22市町村が特徴通知を普通郵便で送付しました。機微性の高い特定個人情報の保護意識の欠落を疑うばかりか、地域住民の信頼を損なう行為です。

5) 自治体の裁量権

総務省は昨年の11月25日から今年の5月18日にかけて、特徴通知へのマイナンバー記載に関する通知を6回も発出し、全国の自治体にマイナンバー記載を徹底するよう求めています。ただ、この通知はすべて地方自治法第245条の4に基づく「技術的助言」として自治体の自主性・自律性に配慮されたものであり、從わないことによる罰則やペナルティはありません。このことは、総務省の担当官はもちろんのこと、高市総務相（当時）も認めています。また、4月18日の参議院内閣委員会では、本件に關わる質疑の中で山本国務大臣（当時）が「国と地方公共団体は対等協力の関係」であることを明言しました。

これらを勘案すれば、総務省令に従うか否か、特徴通知にマイナンバーを記載す

るか否かの判断は自治体に裁量があるものと考えるのが妥当です。
事実、県内では藤沢市、厚木市、葉山町の3市町はマイナンバーの全部または一部を記載せず（またはアスタリスクで印字）判別不可能な処理を施しました。この傾向は県外でより顕著にあらわれ、東京都は約半数の30市町村、埼玉県に至つては8割を超える53市町村が判別不可能な処理を施しました。これらの自治体は、自らの裁量権、自主性・自律性を十分に理解・認識した上で地域住民の個人情報保護、安心・安全を最優先した判断であり、地方自治の正しいあり方を実践していると思います。

マイナンバー開通事務が国から自治体に委託された「法定受託事務」であること、自治体が法令・省令に順守する立場にあること、前述の総務省通知が圧力になつたことなど、どの自治体も決断と対応に苦慮されたことは想像に難くありません。しかし、特定個人情報を漏えいの危険にさらすような総務省令は、憲法13条が保障するプライバシー権を侵害するものに他ならず、これを硬直的に守ることが法令順守ではないと考えます。

上記の問題点などを踏まえ、また貴市におかれましてはこの度の特徴通知の誤送付、マイナンバー漏えいを重く受け止めていただき、今後の取り扱いについて再検討していただきたいと思います。その上で、来年度の特徴通知に受給者（従業員）の個人番号を記載しないよう求めます。
また、地方自治法第99条の規定により、特徴通知にマイナンバー記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める意見書を国へ提出してくださいます。

以上

カナロコ

12/22 FRI

YOKOHAMA



キーワードを入力して検索しよう



NEWS

SPORTS

CULTURE

LOCATION

FEATURE



VIEWER



ニュース > 政治・行政 > 政治・行政

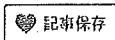
レゴ クリスマスストア

シティ、フレンズ、ニンジャゴーなど、子どもたちに人気のシリーズが勢ぞろい。 amazon.co.jp



住民税通知の書面、マイナンバー記載せず 与党税制改正大綱

政治・行政 | 神奈川新聞 | 公開: 2017/12/16 10:40 更新: 2017/12/16 10:40



自民、公明両党がまとめた2018年度の与党税制改正大綱で、個人住民税額の税額決定通知を書面で送付する場合は「当面、マイナンバー（個人番号）の記載を行わないこととする」と決定されていたことが15日、分かった。総務省はこれまでマイナンバーを記載するよう全国自治体に求めてきたが、同省によると、政府として決めた際は大綱に基づいて記載しないよう通知するという。

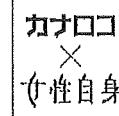
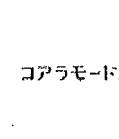
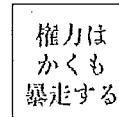
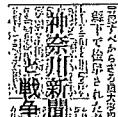
通知書は、毎年5月末までに市町村が個人住民税額を企業と従業員に送付する「特別徴収税額の決定通知書（事業者用）」。同省は15年10月に地方税法施行規則の一部を改正する省令を公布。昨年11月から今年5月までに計6回通知を出し、本年度から通知書にマイナンバーを記載するよう求めていた。

14日発表の与党税制改正大綱は、書面で送付する場合は当面、マイナンバーの記載を行わないこととし、来年度以降から適用する、としている。そのため、同省市町村税課は「政府決定がなされた際は大綱に基づき、法令や省令の改正といった措置を取り、全国の自治体に通知する」とした。

マイナンバー記載を巡っては、各自治体の対応が分かれており、県内では藤沢市や厚木市など4市町が、個人情報保護の態勢が整っていないことや、システム改修に時間がかかることなどを理由に本年度の記載を見送った。記載した6市1町では誤送付、漏えいが発生、一部企業からは記載しないよう求める声が上がっていた。

レゴ クリスマスストア

amazon シティ、フレンズ、ニンジャゴーなど、子どもたちに人気のシリーズが勢ぞろい。



事務連絡
平成 29 年 12 月 15 日

各都道府県市町村担当課 御中

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)へのマイナンバー記載の
一部見直しについて

地方税分野におけるマイナンバーの利用については、平成 27 年 12 月 18
日付け総務省自治税税局各課長連名通知「地方税分野における個人番号・法
人番号の利用について」(総税企第 117 号、総税都第 79 号、総税市第 94
号、総税固第 89 号)でお示ししているところですが、このたび、平成 30 年
度与党税制改正大綱(平成 29 年 12 月 14 日決定、自由民主党・公明党)に
おいて、給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)(以下、「特
別徴収義務者用通知」という。)へのマイナンバー記載の取扱いを一部見直す方針
が示されました。今後、下記のとおり取扱いを見直すこととし、年内を目途
に所要の地方税法施行規則(以下、「省令」という。)の改正を予定していくま
すので、あらかじめご承知おきいただくとともに、遺漏のないよう準備等を
お願いします。

なお、省令の改正後、改めて通知を発出する予定ですので、申し添えま
す。
貴都道府県におかれでは、各市区町村に対して、この旨を周知するども
に、必要な助言等をお願いします。

記

- 平成 30 年度分の個人住民税(※1)より、特徴義務者用通知を電子的に送
付する場合(以下の①～③)には、マイナンバーを記載するが、書面により送
付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わない(※2)こととする。
- ① 特徴義務者用通知を「正本」として、電子情報処理組織(eLTAX)を使
用する方法により送付する場合(地方税法第 321 条の 4 第 7 項)
 - ② 特徴義務者用通知を「副本」として、電子情報処理組織(eLTAX)を使
用する方法により送付する場合(省令改正予定)
 - ③ 特徴義務者用通知を「副本」として、光ディスク等に記録する方法によ
り送付する場合(省令改正予定)

- (※1) 平成 29 年度分の個人住民税については、従前の取扱いとする。
- (※2) 事業主のマイナンバー(法人番号を含む。)についても同様の取扱い
とする。なお、省令様式(第 3 号様式)の改正は行わないこととする。

【参考】

- 平成 30 年度与党税制改正大綱(抄)
第二 平成 30 年度税制改正の具体的内容
一 個人所得課税
6 その他
(地方税)
(個人住民税)
(13) 給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、当
該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織(eLTAX)を使用する場合には、マイナンバ
ーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの
記載を行わないこととする。
(注) 上記の改正は、平成 30 年度分以後の個人住民税について適用する。

以上

平成29年12月26日 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第83号)

改 正 後	改 正 前
(道府県民税及び市町村民税に係る納稅通知書・申告書等の様式)	(道府県民税及び市町村民税に係る納稅通知書・申告書等の様式)
2 第二条 【附】 市町村長は、送第三百一十一条の四第十一項及び第五項の規定により贈与した特別徴収義務額(以下「特別徴収義務額」という。)に対する権利の表の(四)の上欄に掲げる通知書(次項において「特別徴収義務額用通知書」という。)の副本として、同条第一項に規定する通知事項(送第三百一十一条の大第十一項の規定に該当する場合は、特別徴収義務額を要する旨。次項において同じ。)を、第九条の三の三様「項に規定する方法又は第十条第十四項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報(第九条の三の三に掲げて「測量情報」といふ。)を記録する方法により特別徴収義務額者に提供することができる。	3 第二条 【附】 市町村長は、特別徴収義務額者に特別徴収義務額用通知書の交付(送第三百一十一条の四第十一項(送第三百一十一条の大第十一項において準用する場合を含む。)又は前項の規定による通知事項の提供を除く。)を行つときは、第三号様式中「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄に記載しないものとする。 4 第二条 【附】 (送第三百一十一条の四第十七項に規定する総務省令で定める方法)
第九条の三の三 送第三百一十一条の四第七項(送第三百一十一条の大第十一項において準用する場合を含む。以下「この条において同じ。」)に規定する総務省令で定める方法は、送第三百一十一条の四第七項に規定する市町村長の定め(以下「この条において「この条において定めるとおり」といふ。)に該当する市町村長の権限の持主が使用し、及び管理する電子計算機に備えられた受信者アドレス(専ら同項に規定する特別徴収義務額者の使用の用に供せられるアドレスをいう。次項において同じ。)に測量情報を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。	第九条の三の三 送第三百一十一条の四第十七項(送第三百一十一条の大第十一項の六第十一項において準用する場合を含む。以下「この条において同じ。」)に規定する総務省令で定める方法は、送第三百一十一条の四第十七項に規定する市町村長の定め(以下「この条において定めるとおり」といふ。)に該当する市町村長の権限の持主が使用し、及び管理する電子計算機に備えられた受信者アドレス(専ら同項に規定する特別徴収義務額者の使用の用に供せられるアドレスをいう。次項において同じ。)に同条第一項に規定する通知事項(送第三百一十一条の大第十一項の規定に該当する場合は、特別徴収義務額を要する旨)に係る情報(次項において「測量情報」という。)を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。
[2 脚注] 備考 案中の「」の記載及び本案規定の一重添線を付した標記部分を除く全文に付した添線は消記である。	[2 同上]

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後的地方税法施行規則第一条第一項及び第二項は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(抜粋)

平成 30 年度税制改正の大綱

〔平成 29 年 12 月 22 日
閣議決定〕

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまなく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等を行う。また、地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

- 一 個人所得課税
1 個人所得課税の見直し
(1) 給与所得控除等
(国税・地方税)

① 給与所得控除について、次の見直しを行う。

- イ 控除額を一律 10 万円引き下げる。
ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円、その上限額を 195 万円に引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなる。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額 × 40% - 10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額 × 38% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額 × 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額 × 10% + 110 万円
850 万円超	195 万円

- (12) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。
★ (13) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 30 年度分以後の個人住民税について適用する。
(国民健康保険税)

(14) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 58 万円（現行：54 万円）に引き上げる。

(15) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 27.5 万円（現行：27 万円）に引き上げる。
② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 50 万円（現行：49 万円）に引き上げる。

(16) 国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

(備考) 森林吸収源対策に係る地方財源の確保
次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

- (1) 森林環境税（仮称）の創設
① 基本的な仕組み
イ 納税義務者等
ロ 森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。
口 税率
ハ 賦課徴収

森林環境税（仮称）の税率は、年額 1,000 円とする。

住民税特別徴収税額通知書へのマイナンバー不記載に関する共同声明

総務省は昨年12月15日、「住民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（書面）へのマイナンバー記載について、来年度以後は当面は行わないことを自治体に通知し、12月26日に地方税法施行規則を改正しました。また政府も12月22日の「2018年度・政府税制改正大綱」で、同通知書を書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないことを閣議決定しました。

私たちをはじめ多くの団体が同通知書へマイナンバーを記載しないよう求めたにも関わらず、総務省は自治体に対し「記載すること」を繰り返し指示しました。その結果、昨年5月、多くの自治体が同通知書への記載を強行しました。その後から、私たちが危惧し、指摘したように、同通知書の誤送付等が全国各地で発覚しました。個人情報保護委員会が昨年11月に発表した2017年度上半期の報告によれば、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付273件のうち、同通知書の誤送付等で152件の漏えいが発生する事態を招いてしまいました。

こうした漏えい問題だけでなく、各自治体が事業主に対してマイナンバーを通知することは、事業主に対して従業員からマイナンバー提供を求める意味を失わせます。さらに、従業員が提供を拒否する自由をも無意味化させるばかりか、従業員のプライバシーを侵害することにもつながります。

そもそも事業主は、従業員の住民税特別徴収に関わる事務（給与からの天引き）にマイナンバーを使用しません。実務に不要なマイナンバーを一方的に知らされることは、事業主にとってはマイナンバーの保管・管理等の負担を強要されていることに他なりません。また、多くの民間事業者が番号法の安全管理措置の体制の整わない現状において、セキュリティ上も大問題です。

こうした様々な問題点について私たちは自治体や総務省に対して指摘し、マイナンバー記載の中止を要請してきました。そうした中、問題点を理解してマイナンバー記載をやめる自治体も多く出てきました。今回の同通知書へのマイナンバー記載の中止は、こうした私たちや理解のある自治体の取り組みの大きな成果だと言えるでしょう。

しかし、マイナンバー記載がなくなったのは、あくまで書面の場合であって、電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により同通知書を提供する場合には、マイナンバーの記載を行うこととしています。書面、データに関わらず、自治体が民間事業者に一方的にマイナンバーを知らせること自体が問題であり、引き続き私たちは通知書へのマイナンバー記載の中止、さらにマイナンバー制度そのものの廃止を求めていきます。

2018年1月16日

賛同団体

共通番号いらないネット マイナンバー制度反対連絡会 全国保険医団体連合会